法學總論

14
667

始

法學總論

14
667

寄贈（但し明治四五年以前）

大正六年十月十八日　南雲庄助

帝国図書館

決中

14-667

帝國圖書館藏

法學總論

南雲庄之助稿

著者寄贈本

大正
8. 11. 29
寄贈

法學總論

第一章　法學
第二章　法の性質
第三章　主權即ち法の本源
第四章　法の元素となる觀念
第五章　自然の現象
第六章　人格的現象
第七章　主權の作用
第八章　法の分類
第九章　法相互の關係
第十章　法の効力
第十一章　法の發生

第十二章　法の消滅
第十三章　法の変更
第十四章　法の目的
第十五章　法の解釈

第一章　法學

法學外國語之を訳してリスプルデンス(Jurisprudence)と云ふ
古来定義を掲げて其意義を説明するもの少しとせず學者各其見
る所に依りて説を立つ未だ甲を是として乙を非とすへからず要する
に學は之を能くする愈々深くして之を知る益々明かなるへし況て定
義の當否を爭わるは連て法學其物を論ずるの勝れるに若かず故
に今茲に極めて概要の説明を掲くるに止めさとす

第一　外界及び哲學

學者の法學を論ずる或は學問の根底より始むる者あり所謂哲
學の範圍に屬す斯の唯物論(Materia Cipse)及び唯心論(Cogitat-
ぎょうなるもの二説全く相容れざるの看あり之を調和するの物心同一論あり學理の
るの力あるものに非ず故に之を調和するの物心同一論あり學理の

研究は之を哲学に譲るも其結論は取て以て説明の材料と為すことを得へし曰く心の外に物なく物の外に心なし物と心とは同一物の表裏両面なりと物とは外界の事物を指し心とは内界の智識を称す蓋し智識は事物を映するの鏡なれはなり

第二　学問(Science)

学者曰く学問は秩序的の智識なりと又曰く実験の現象より概括的原理を抽象せる智識なりと其智識たるや疑なし而して智識に深浅廣狭単純複雑の別あり亦心理学の範囲に属す智識は其量も単純なる感覚に初まり知覚記憶想像推理判断等複雑の程度を経へし塡文章となり篇となり学問となる其極は訓詁全知なるへし故に学問は頗る複雑なる程度の智識なりと云ふことを得へし

第三　法学の地位

今日学問として研究せらるゝ所の頗る多しと雖も古来大別して人事の学及び外界の学の二とす二者の区別は概ね明かにして法学は寧ろ前者に属し其他人事の学と区別すへきの点一にして疑なし今其主要なる点を一二挙ぐれは古来学者の定義二三を挙くれはウルピアス(Ulpianus)は法学は神人に関する正義の学なりと云ひグロシウス(Grotius)は法学は国家なる結社的生活を為すへき正義の学なりと云ひプフェンドルフ(Pufendorf)は法学は民人の幸福権利の学なりと云ひサビニー(Savigny)は法学は人民総意の研究なりと云ひカント(Kant)は法学は各人自由意思の調和条件の研究なりと云ひベンサム(Bentham)は法学は最大多数の最大幸福を目的とする条件の学なりと云ひオースチン(Austin)は法学は主権者の創設せる制定法の学なりと云(以上挙げたる諸説は法学は主権者の創設せる制定法の学なりと云ふに帰す然法に

関する学問なりと法を論ずる学問なりと称言するも敢て失當の甚しきものに非ざると信ず法の性質は後に詳論すべし

第四　法学の沿革

現今文明諸国の法令は其淵源遠く羅馬に発しこれを継承発達せしめたるものなること甚多きに居る尤も印度及び支那の太古文明の法令なりも其学上類る有益なる材料を供給すれども今日実用の法学上羅馬と相比較するに至りては全く同日の論に非ず故に法学者流羅馬歴史より仔細に法制の沿革を研究するは頗る愉快なるのみならず法学上極めて有益なることなりとす

各国古代皆然るか如く羅馬に在りても其古代王政の時に當りては未だ宗教法律の区別明確ならず神法人法と称して二者相混在せり故思想は而後世に改めたるものなれども帝後王政破壊し庶民其勢力を増加し西暦紀元前四五百年の頃成文法新設十二銅律の制定あり実に羅馬国固有法即ちジュスセヴィル(Jus Civile)の大体原なりとす共和政の時代漸次諸外国を征服し終に未曾有の強大国となり是等の範囲に適用するが為め国有法の傍ラジュスゲンチウム(Jus Gentium)即ち属民法の発達あり学者或は後世国際法の淵源なりと称す降て帝政時代に至り法令の解釈上に新法令の発布せられたるもの其数頗る夥しく学者又大に輩出し法学の進歩千古未聞と称すテオドシアス第二世(Theodosius Secundus)の時立大法学者の著書に全部法令の効力を賦与せりとあり其れ曰くがイアス(Gaius)パピニアヌス(Papinianus)ウルピアヌス(Ulpianus)ポールス(Paulus)モデスチヌス(Modestinus)是なり大帝国の末路ビザンチンアレ帝(Justinianus)の時に至り多年の経営終に大法典へ

コルプス・ユリス・ガン(Corpus Juris Civile)編纂を遂げたる後世文明諸国に於ける法学の大根底を成せり曰くインスチチウシヨンス(Institutiones)曰くディゼスタ(Digesta)曰くコデックス(Codex)曰くノヴエレー(Novellae)

羅馬大帝国の滅亡より欧州各部に分裂割據し永く戦国爭奪の世となり諸代の文学と共に法学も亦全く其跡を絶ちたりしか中世羅馬私法の研究を始めしより漸く其端緒を開き漸次諸方に傳播し其進歩又頗る迅速に近世に至りてはグロシウス(Grotius)ライプニッツ(Leibnitz)ポビニー(Savigny)モンテスキユー(Montesquieu)等の大学者出し伊国に於けるナポレオン法典(Napoleon Code)を首め各国概ね其範式を羅馬私法に取りたるつみならず最近に至り左羅馬私法の外猶中欧の新帝国に於て獨逸国法学の大研究より之法学の発達亦頗る見るべきものあるに至れり

仏蘭西は一般大陸の外英国のみ古くはジヨン王(John)の時所謂大憲法(Magna Charta)の制定ありしより以来近世に至り其私法のみは多大羅馬法の体裁に則りたるものありと雖も同国古来慣習を重ずるの精神極めて強く西北の一孤嶋にして大陸の風潮に感染せず積年の慣習法は(Common Law)及び衡平法の依然国法として其勢威を敢へてすがふるに特に近世の進運に逆ひ種々法即ちエクイチー(Equity)の発達極めて甚宜しきを得猶スタチユート(Statute)即ち条例の制定ありたるのみならずブラックストン氏(Blackstone)其編纂を大成せりは未頗る実用の著書に富む故に我大学の講師テンリー氏(Henry)曰く法令には必ずエーカー(Civil Law)即ち羅馬法(Roman Law)及び英国法(English Law)即ち慣習法(Common

(ままこ)の二大法系なりと

我日本は東洋の一隅に倚在し往古唐土の交通ありしより以来孤と鎖国の姿を呈すること千有餘年外国人の輸入其目極のとぼく実に明治維新の後に在り太古聖徳太子の十七憲法より続て唐土の交通頻繁となり奈良朝の初有名なる太宝律令の制定より皆模範を唐土に取る降て武門政治の世文学稚拙なれども北条の貞永式目徳川の百ヶ条等ありと雖も皆祖雅簡易に過ぎて今日より取るに足るべきなし明治維新に至り政刑各国との交通非常頻繁となり俄然構造を一変し今日の隆盛を見るに至れり

今日の現在一般の世界法学の状況を通覧するに数千年以来文明者流の誇称せし所謂法治国なる名称は以て各文明諸国の訶形容詞として最も適当なるべく其成文の影響多なる勿論百般のこと細大となく悉く成文法令の規定あらざるなく一も成文に成文其制定の類繁なる其規定の詳煩なる千古未だ嘗て聞かざる所実に驚歎するに堪えたり

猶法学将来の傾向を案するに今日の学者或は立法論を以て政治論なりとし法学の範囲に属せざるものとし専ら之が研究を為さゝる所のものの将来必ず法学本旨の範分を占むるに至るべく又今日法学上一定の文学に各しく且一定の文学なりとも国に寄りて多少異意義と異にし学者に寄りて亦其見解を異にする所のもの多しと雖も将来必ず一定の文学一定の意義を以て学問上の用語となるに至るべしと信ずる蓋し今日の実務斯のごとくなるが為め吾人之が不便を感ずること甚しきものとして其必ずあらんと感ずる所以なり

第五　法学の分枝

法学は一なりと雖も其之を研究する目的の種類範囲程度等の異なるに従い数多の分枝あること猶他の学問に於けると等しく枝葉に分ち一を之を示標すると雖さるも今茲に三つの類例を示さんと欲す

(一)法令の種類性質を異にするより生ずる区別は憲法学刑法学民法学行政法学訴訟法学等なり

(二)法令の其国を異にするより生ずる区別は日本法学英国法学仏国法学獨逸法学羅馬法学等あり

(三)法令の其行はれたる時代を異にするより生ずる区別は法制史現行法学立法論等なり

斯り而して古来の学者或は目的の外猶研究の方法により之が区別を為すありのみならず日く分析法学曰く解釈法学曰く歴史法学曰く比較法学曰く実験法学曰く理想法学曰く哲理法学曰く何又曰く何と然れども余輩は之を見るに研究の目的にして一定せる以上其研究の方法に至りては其方法の存在する限り分析と云はず綜合と云はず之を應用せざるべからず故に或は解釈或は帰納等皆一に帰して此名あるに過ぎず

第二章　法の性質

法なる文字羅典語之をユス(Jus)と云ひ仏蘭国語之をドロア(Droit)と云ひ英国語之をロー(Law)と云ひ獨逸語之をレヒト(Recht)と云ひ我国に在りても法令法律命令教令条例規則等の類名あり

法とは何ぞ如何なるものを指して之を法と為すか法と法に非ざるものとの区別如何其関係如何其体其用其種類如何の問題は甚だ広く法の

性質を論するに非ざるはなし當章論ずる所在りて根柢の性質に止
の其一層詳説を要するものは之を他章に分論すべし

第一　法令書類

官報其他布達をはじめ発布せらるる法令の如き著書其他新聞雑誌等に
記載せらるる法令の如き民人の口に語り耳に聞く所の法令の如き
皆著しく是れ法なりと雖も法は眼に見口に語り耳に聞く所のものに
非ず故に官報を失に投するも法は焔の中に焼失すべきに非ず人の
口に之を語するなきも法の存せざるに非ず嘆し畏るるものは紙に
して法に非ず等閑の者つて歸なきものは法に非ず

第二　法令の条文

憲法七十六ヶ条法例三十ヶ条民法千百四十六ヶ条商法二百八十九
ヶ条刑法四百三十ヶ条民事訴訟法八百零五ヶ条刑事訴訟法三百三
十四ヶ条所謂行政法と称するもの等に其所属の法令及び訓令の行政
法の条文等其数枚挙に遑あらざるもの亦皆等しく是れ法なりと雖
も法は文字に非ず又言語文章に非ず今日法学者流徒らに文言字句
の間に拘泥し文法を弄し論理に拘はり其精神の在る所を察せずは
法を得たりと為すもの往々にして是あり誤れるの甚しいかな夫れ文
字は記号なり文章は名なり皆実の資なり同一の事物或は甲と云ふ
べく又乙と云ふことを得べし其面を見其心を察せず往々にして実
を脱し誤認に陥る歎せざるべけんや今試に問はん文章は法ならば
慣習法不文法は法に非ざるべきか又成文と雖も其文字と表白とは其
意義全く同一なるに拘はらず既に法に非ざるべきか故に余は云は
ん と欲す法の条文は法自体に非ず唯法の形態たるに過ぎずと

第三　法は主権者の意思なり

序

(Commo)의 사회통념과 보통 — 사람들의 통념의 차이는 대단히 많은 경우에 그러한 것이다. 그 이유는 결국 (Ma)가 자기 자신의 경험에 근거하여 그 사람들의 통념을 판단하기 때문이다. 그러므로 사람들의 통념은 그 사람들의 경험에 근거하여 그 사람들의 통념을 판단하는 것

ささこは勿論のことにして余をはて立を見るに早に知れりしるみとはしは其意思となり結局となりなるやの仮なるか故なのかさ解釈。尚未に疑ならさるやの憾ありと雖も我国のかさに在りては全く其主義と異にし天皇は主権者にして民人は単に其被治者たるに過ぎさるか故毫も右の堆制拘制を籍りて格言の解釈を為すの要あることなし唯民人をして法を知らしむるは時に便なるより不便なるあり今日各文明諸国のかさ皆其法令を発布公示すと雖も我国封建武家時代のかさに在りては法は秘して偏らさす民の法を試するあらは厳すに刑をはてしかかさ例証なり

第七　自然法論

制法論者は法は主権者の意思なり故に憲法も亦法なりと論し自然法論者は法の完全無欠、一定不動にして自然に在存するものなりと

欠

自然法とすと論ずと雖も決して然らず蓋し
今茲に一の目的ありとし之を達するが為めの方法に良否難易の別
あるは勿論のことにして創に利鈍の別あり行くに使路悪路の別あ
ると等しく法も亦立法の目的を達するが為めに其最良なるも
のより其甚下なるものに至るまで其種類等極めて多へからず主権者
の取つるに其意思を為す法を為すへきの堂一の悪法なるみならず
さや論者風に最良の法に着眼し人定法は可成的之に倣ふへきもの
なりと論ず人性発見し難きは之あり論者の所謂自然法の存在は疑
の証ふへからざるの事理なりとす

第八　人性法論

性法論も亦同しく自然法の存在を主張するものなり唯其所説更に
一歩々進の人性に甚だ良く適合する所の法則を自然法なりと論ず

蓋し法は人を待ずして其者を得たるは論を待たざる所なり

第九　歴史法論

歴史法論者曰く法は一朝一夕に発達を為すへきものに非ず又洋の
東西を問はず今昔を通して一定不変常住畫一の法なるものあるへきに
非ず法は人民に自然に発生し地形風土等の情況に従ひ人民発達の
時運と共に必要に應じ宜しきに従ひ漸次に発達生育する所のもの
なりと是れサビニー（Savigny）か獨逸法典編纂論に反対して盛
に唱道せし所のもの蓋し獨り法のみならず諸他万般の事物皆此性
質あることを免るへからず

第十　道理との区別

道理と法とは全くの別物なりと雖も之を表明する為めの辞句

行文に於て互に相類似する所あるよりして古来種々の人為的法則を唱えて之を混同すること少しとせざるも然れども道理は所謂真理なり自然の現象なり数理物理等の如し法の如く人為を以て作成変更し得べきに非ず

第十一　道徳との区別

古昔法は宗教家の手に在し道徳法律共に区別する所少し改革中世宗教戦争の後僧俗相分裂して甚だ区別を唱えるに至り或は之を有形と無形の標準により内部義務 Pflichten 外部義務 Rechtspflichten 等に区別するに至れり然れども二者の別は決して斯の如き標準によるべきものに非ず些者又法は道徳の範囲内に於てすべしと論するものあり此言理る其当を得たり唯道徳と法律とは全く其性質を異にし道徳なるものは主権者の意思に非ずして古人各自其自己の行為所業に原因する自然的結果の現象を論するものなり其範囲の区別所敢て一国に限らず之をわたしては一身の内に入り之を大にしては宇内に横充す

是に於てか知る道理は其原因天然自然の発動なり道徳は其原因各自己の発動なり法は其原因主権者の発動なり

第十二　商分との分界

学者法と商分との分界を論する其説区々なり或は原因結果の関係ある思想のみ法にして単に一の事実に過ぎざるものは商分なりと論するものあり然れども妙に単級なる事実と雖も因果の理論を脱するものなく従て因果の聯想を離るること容易ならず唯之を言説に表明する上に於ての別あるに過ぎず或は又法は一般の事物に関し商分は特定の事物に関するものなりと論する

とのあり然とも一般と特定とも分異は単に数の多少範囲の廣狭の差違たるに過ぎざるが故全く程度の問題となるべし或は之を分ち法の結果なりと称するものあり然るに法は主権者の意思なり唯だ主権者の行為なり即ち主権者より発布する結果の直近によると別なりとせざるべからず同しく程度の問題となるのみ主権各皆一理あり優劣なる父学直接の用例実に然りとなす

第十三　法と国家との関係

国家（State）なる文字も亦其意義其性質に於て古来の学説頗る多し曰く有機体曰く民人相互の契約関係曰く治者曰く被治者曰く土地人民曰く團体曰く法人曰く仮想等頗る多し皆其用所により其意を見るべきのみ学者の取つて以て重しとする所要点とする所により各其意義を異にす一概に批議すべきに非ず然れとも今は今漠然日本国請国英国と云ふが如き極めて尋常普通の意義に於て之を用ふるものなり

今夫れ甲国の法は乙国の法と異なり即ち甲乙の二国の主権者共通の法なるものあることなし仮令甲乙の二国其法文を同ふするも法自体の共通同一なるに非ず蓋し法は文章に非ず各国各自別箇の主権者を有し各主権者又各自別箇の意思を具有す是れ法の同一なるに非ずして唯其同様なるに止まる所以なり故に一国の法他国に在りては単に死文空文たるに過ぎず喩へは和所有品と同様なる他人の所有品のごとき其有品に非ざるなり故用を充足せざるものに非ず我には我別箇の所有品あり

国際公法（Public International Law）なるものあり萬国公法とも称す甲乙互に法文の同一なるに非ず法は一なり萬国を拘束する

然れとも是れ所謂道徳の国法なるものと大に其趣を異にす故に或は国際道徳又は国際慣例等の称あり然れとも諸国を一体と看做し和合恢一至大の国家なりと為すはは之を為すを妨なかるへし茲に至りては国法と諸国公法との差別は殆ん庵狭の正別を存するに止まるのみ唯今日の国際公法なるもの其原因又其本原の甚た不確定なるのみならす其規定する所亦其絶対の方法等未だ極めて不完全なることに思ひ及ぼさるへからす然とも近来此等の欠点漸次益々其歩を進むるとして見れは将来に向ひに従ひ益々其根底の強固永に整頓の発達を見るに至るやはせり是れ吾人の切に希望する所世界共進の道に於て線益する所必す敢て少ならされはなり

第三章　主権即ち法の本原

主権 Souveraineté また統治権国権元首等の名あり其性質左の如し

第一　主権の唯一

古語に曰く天無二日地無二王と所謂天地は一国の譬なり故に一国にして同時に二以上の主権あるときは政其よる所を知らす民其向ふ所を知らす且法にも亦へさかれく主権は絶体無限のものたるへきとにて二以上の主権ありとせは其絶体無限の性質に反せさるを得す或は偏を二以上の主権ありと見るへき場合なきに非さるも是れ二主権あるに非すして其実二者合一体の一主権たるへきものなり若し果して二以上の主権あらしむか是れ一国に非すして実に二国あるなり之を主権不可分の原則と云ふ

第二　主権の摂取

立法 Législatif (Judicial power) 司法 (Judicial power) 行政 (Executive

Vie Politique の三権分立論は一主権内部の措置を分析したる思想に過ぎず猶細分して刑罰権等権憲法権等数多に分別し得へきこと宛も白色は七色より成ると論するいはゆる正実主権分立の説は主権不可分の原則に反すと為して之を非難するもの徒に甚だ多し若し外部の角度に於て三権分裂に分裂し相互関係なく各々相乖離不接するものなりとする時は或は主権の性質を害するものと云はさるへからさるも唯内部の構成分子を集別し其間相侵す所あるへからすと為すものに於て豈かに主権不可分の性質に背反すと論するは之を誤認と云はさるへからす

第三　主権の永遠無窮

主権は古今将来を通して一なり故に曰く主は死することなし（Rex nunquam decedit）と例之は皇統の水の如し水は時々刻々に同しからす

し雖も皇統は依然として皇統たり史に譲位のことを称す然れとも主権は極度の目的物に非す我皇位は我主権なり我天皇は我主権なり所謂常住不滅の存在を為すものにして神武天皇は皇位の過去と云ふなり今上天皇は皇位の現在と云ふなり

第四　主権の神聖不可侵

主権は絶体無限の権力なり若し無限に非すんは最上に非すとせはなり是れ主権に非すして尚其上に真正の主権なかるへからす絶体無限にして初めて主権なり古来主権の神聖不可侵と云ひ又君主は悪を為す能はす（Rex non potest peccare）と云ひ又君主に対抗すへきす統御なしと云ふもの皆此意に外ならす

第五　主権は統治の第一原因なり

主権は統治の第一原因にして統の本源なり蓋し主権は一国の元首

にして統治権を總攬し國家萬般の要務を親裁し國家一切政務の発動する大根本大原動力たるか故如何なる鎖末の事務に至る迄皆其本原を茲に仰かさるへからす而して法令なるものは一方より見るときは主権発動の結果にして一方より見るときは尚將来主権発動の要具となるものなり是によりて之を看るときは政治上に於ける法令なるものは既に經済上に於ける資本なるものと相酷似するものしかり

第六　主権は法によりて生するものに非す

法は主権によりて生するも主権は法によりて生するものに非す政治の學説に於て憲法を定めにて主権を主つと論するものは主権の代表者たらすんは即ち主権の機関たるに過きす法は國民の意思の発表にして主権者の意思に非すと論するもの亦正し然れとも論者の所謂主権は我所謂真正の主権に非す我所謂真正の主権なるものは法の存在に先ち主権ありて後法あり故に主権の存在する中多年来に其如何なる主権なるか等の論は全く事實の問題にして法によりて定むへきものに非す

第七　主権の種類

主権の容の意義は右述る所の如し然らは各國に在りて如何なるものと指して果して主権者と称すると得へきか國体政体の異なるに從ひ如何なる一様ならす今試に主権の主体たるへきものゝ種類を挙くれはたの如し

(一)我日本に在りては皇位なり天皇なり即ち民をして一意専心民の心をして其心と為し其樂を樂み其憂を憂ひ民を父とし事へ其大御心と奉体して敢て或は失墜することなく所謂天皇は枢軸にして

臣民は枝葉なり脈絡なり是我日本特有の国体にして他に其比を見
さる所なりとす
(二)君主なるものあり或は衆の推す所となり或は兵力詐力を須ひて
人民を威服し仇敵を征し終に君臨するに至り故に其本来
は同等なるか又は仇讐なるとはて君主は力を極りて自己の利益を
立れ元来より敵し人民は可及的君主の力を微弱ならしめはて各自
の利益を防禦せさることを務め相手的として治まを見る故一種進化の
妙と云ふへし
学者言医の関係を論して君主ロヤルティー(Royalty)の事始を
為したるに基くと為すものあり蓋し中世此実例ありしは争ふへか
らさるの事実なりとす然とも我国に在りては全く其主義を異にし
忠と孝との二者其道を同ふするものなり孝経に曰く孝とは百に

事ふれは則ち忠なりと蓋し其外形を云ふなり然れとも我国に在り
ては実質に於て同一なり蓋し我主権則ち天皇は総臣民共同大祖先
の正伝本宗なり祖先に事ふるは父母に事ふる者に比し同しく所謂孝
なり孝は自然確定の事実にして人為的強弱の比にて破り得へきか如
きものに非す天皇に事ふるは我大祖先に事ふる所に比と同一く臣民人
全部の孝なるものにして又一に忠と称する所のものたり我国忠孝
其道真に一なる所以の理蓋し茲に在り
(三)重複なることあり前示の如く一人の主権者なる場合は其政体を
モナーキー(Monarchy)とそのかはりに十の如く数人合体の主権者
ある場合は之をアリストクラシー(Aristocracy)と云ふ
(四)君主なく国会なることあり合議体なることあり其他種々の形状
あり

(四)人民則ち国民なることあり則ち国民全体なり法は国民意思の表なりと称するもの是なり此場合の政体をデモクラシー(Democracy)と云ふ此場合に於て国に君主あり大統領あり又他に何等の名義をもてするに拘はらず又其形式他国に於ける真正の主権者と称し相等しきものあるにも拘はらず其主義厳正民主にして之か委任を受け之か依頼によりて政務を行ふものは是なり例之は古昔の羅馬帝国亦今日の合衆共和諸国の如き其最も明瞭なるものなりとす

(五)神又は天なるものあり国の内外を合せ世界全体を指すものなり支那に在りて古来皇天と唱へ天子と称し来れる又其辞に天命を享けて天子となる云々又天命未だ革まらず云々又天に蒿む等の語より察すれは皇天義天に代つて民を治むとゆふに在り其他印度の

(六)神の古代に在りては神は国民を治むる真の主権者にして君主は神に代りて国民を支配するものなりとの精神の行はれたることあり

第四章　法の元素となる観念

法は主権者の意思なり則ち外物の入りて其智識となり進て其意思となり発して統治となるものなりとか故智識に映ずる所の物の何物かよく法の元素となることを得るものなりとか法も亦法の元素となることを得へし然れとも物に種類あり事に異同あり之を看察するに諸種の方面あり固て名くるに数多の称呼あり故に我世界の存在其事物は同一なりと雖も之か看察の方面を異にするにより而して同一ならす故に又理学者の眼に映しては勢力音響熱光電気等となり化学者の眼に映しては元素となり化合となりアトムとは

りもしキュンとなり博物學者の眼に映じては細胞となり結晶となり審査學者の眼に映じては衰醜衰弊となる法學者の眼に映ずる所果して如何

論學者の眼に映ずる所今日主として權利義務等なりと雖も本編の主旨僅かに一二の類例を示すに止まらざるを以て直ちに本論に入り初めに一切の觀念を包括し次に之を大別し更に之を細別し之を諸元素の便宜を略述せんと欲す而して第一に起るべき問題は實に之か種別の標準如何に在りとす

種別の標準如何物かよく種別の標準たるを得さるものあらんや學者往々學理的種別なるものあるを說く蓋また謂ふに如何なる種別かよく學理的種別ならさるものあらんやと種別は便宜の謂なり天下無數の事物雜居混淆自ら種別あるものに非す吾人一を之を列挙して滿すべきなきは全然不能のことに屬す爲めに吾人學理なるものを設け之を網羅し之を種別し之を類聚し所謂一隅を舉けて三隅を反すべきのものたり故に吾人の便否を離れ別に學理的種別なるものあるなし

如何なる種別か吾人の最も便利とする所なるか場合により必ずしも一樣ならす故に主として甲を論ずる場合には之に便利なる種別ありて又主として乙を論ずる場合には又更に之に便利なる種別ありて存すべきのみ諸種の方面よりして之か種別を爲さんとする時は繁はしき繁なりと雖も其詳細を盡すか爲めに事物の眞相を究め得へきの利益あり然れとも是れ本編小冊子のよく堪ふる所に非す故に今唯一般に通ずる極めて概略の智識を得るに止まるとして滿足せさるを得す

今は便宜上先つ三箇の第一原因を標準として三大種別を立て其結果たる諸種の現象を漸次細別し其下に網羅せんとす仮令三箇の第一原因とは何ぞや

(一)自然又天然或は神とも称す此現象は人為のよく化石し得べき所に非ず此第一原因は唯一と見るこしと得へく又無限無数と見ることを得へし

(二)主体又人格即ち主に通常人なり吾人は実に其行為所業の第一原因たるべきものとす此第一原因は無限無数なり

(三)主権者或は之を国家と云ふ一切政務の大本原なり此第一原因は国政上唯一の主権者あるのみ然れとも各国皆各別の主権者を有す

以上三種に之を分つと雖も天下無数の現象実際に於て右三種の内純粋に其一にのみ属するもの極めて少く二者又は三者の結果相結合混成せるもの極めて多し此事は唯甚主要なる性質の下に掌けて次章以下之を分論すへし

第五章　自然の現象

第一　物の種別(Things)

物なる用語甚意義極めて廣く宇宙一切の居象有形無形となく一に皆物ならさるはなし然れとも通常の用例物と云へは単に有体物を指すが如し今は通常の用例に従ふ

(一)動産及び不動産の区別は(Movable and Immovable, or Corporeal and Incorporeal Things)各国規定する所必ずしも一様ならすと雖も要するに大国の異取扱上の便宜より設けたる区別にして不動産とは土地家屋の如く移動し難きものと指し其他は

概して之を動産と為すなり

(二)特定物及び代替物の区別は(Moi fungible and fungible)物自身に其区別あるに非ず代替物たることを得さるものあらむや故に此区別は物の区別に非ずして名称の区別たるに過ぎず特定物とは唯一無二の物と称すも天下豈二以上の同一物あらむや然れとも天下二以上の同様のものなしとすることを得ず今仮令は義経の刀ありとし此義経の刀と為すときは特定物なりと雖も之を幾多の古刀と伍して店頭に陳列せしむ宰に古刀と為す豈特定物と云ふことを得べけんや

(三)可分物及び不可分物の区別も亦名称意思の区別たるに過ぎず物其元微分子に至らはいざ知らず分割せむへき方法なくはいざ知らず何物かよく之を終末せしむる得さるものあらむや今一脚の机は机と為す不可分なり分割せは机たるを失へはなり然れとも此の基原材たる木石と為さは可分たり分割すると木石たるを失はさるはなり

(四)消費物及び非消費物の区別は物の使用により其原形を減尽すると否とによるの区別なり故に二者の区別は実際上甚隔絶劃然たるものに非ずして寧ろ程度の差別なりとす物唯一回の使用によりて消費せらるゝ飲食物薪炭煙火等の如きものあり又二三回にして消費せらるゝものあり又日用の諸器具の如く数十百回の使用に堪ふるものあり甚しきは之を使用するも数千百年の後まて消費せさるものあり然りと雖も何物かよく無限の永久に耐し終に其原形を減尽せさるものあらむや唯程度の差あるへきのみ

(五)主たる物及び従たる物の区別 Principal and Accessory 物の区別と云ふよりは寧ろ二物間の関係なりと云ふの當れるに若かず物其用を為すに互に相助くる所ありて其効を完うするものあり而して其効用を為すに於て獨立主要の効あるものを主たるものとし他の獨立して其効を為さゞるも之を助くるものを従たる物とす然れども各国の立法例尚他に区別の要件を加ふるものあり

(六)融通物及び不融通物の区別は法令とにて賣買讓渡等を禁ずる訳のものあり故種類を指して不融通物とす古昔一種の人身賣買例之は奴隷の賣買の如き之を許したるものなりしが今日開明の諸国皆之を禁ず

(七)元本及び果實の区別も亦二物間の関係を云ふに過ぎず物により其自身より他物を産出するものあり元物を元体と云ひ産出物を果実と称す

(八)確定物及び不確定物の区別も亦名称意味の区別に外ならず若かも尚程度の論なり例之は酒と云ふと雖も未だ其酒の種類即ち麦酒なるか葡萄酒なるか等を定めざる間は種類に関して不確定なり又種類は之を定めて麦酒と為すと雖も未だ其麦酒の品質良否等を定めざる間は品質に関して不確定なり又例之は馬二三頭牛数頭と云ふが如きは尚其数量に関して不確定なるものとす

(九)現存する物及び未生の物の区別は例之は明年の収穫又は製造中の船舶と云ふが如き未成の物なり

(十)単一物及び合体物の区別は Simple Things and Collective Things 単一物の性質の名称に過ぎず合体物の種別と云ふ方も寧ろ物の性質の名称に過ぎず合体物中には数多の単一物を合体すれはなり通常の名称多くは単一物を

指すと雖も数多の単一物を包括し一々之を一物と看做すの観念なり
例之は一歩の歩度と云ひ倉庫中の物品と云ふが如し

第二　無形物

無形物と云へは直常吾人の心象理想等を指示する所の語なりと雖
も吾人の理想は所謂現実の裏面にして其表面即ち外界には必ず之
か実在あり今其実在たる自然の現象中無形物たるべきものを挙く
れはたのごとし

(一)時間(Time)に関する無形物は例之は時期期間過去現在未来年月
日時刻等にして其名称細別に至りては隙限なるなし

(二)空間(Space)に関する無形物は例之は容積面積長短位置方向巨
離大小形状等にして其名称細別亦際限なし

(三)吾人の五官に感觸するに当り性質的無形物は例之は光線温度音響香
臭味感覚軟硬力運動電気硫気等其変化細別亦無限なり

以上無形物の種別にして例之は履行期限時刻の期間条件期日尺度
代替他任訴権輸出域税量利益損害危険等許多法律上の用語ありと
雖も多くは他学科の名称を直接間接に引用せるものゝ外法律上
特に説明を要するものは之を各該全篇に譲る

第三　事実(Fact)

萬有之を静止的に看察するとき(は)絡て無形なるさるはなく之を
活動的に看察するときは皆事実ならさるはなし有体物と云ふと雖
も其之か存在を云ふに至りては事実たること免れさるものにして其
死生変更消滅を云ふに至りては固より其事実たること論を待たさ
る所なりとす故に大にしては諸天体の運行より近くは晝夜四時の
変化動植の生育枯凋天変地異風雨雷電火の燃え水の流るゝ等より

之を小にしては極めて微細なる分子原子の分合離集に至るまで一
に皆此事実ならざるはなし
事實に事実其自身及び其証拠の別あり蓋し証拠は認定の事実又は
行為等の實真即ち事既に去つて尚後に存続する所の自然の結果な
るが故之を一種の事実なりと見るは最も正當のことなり今仮に前
判所の材料たる諸の事実を列記せばたのめし
(一)法令適理及び顕著なる事実
(二)或判官目前の事実之に二種あり其一は訴訟手続上の事実其二は
実体法上の事実にして公廷に於ける請求抗弁抗辯棄権除斥和解等
なり
(三)當事者主張の事実之れ亦二種あり其一は既存事実のなさの事実即
ち自白なり其二は爭ふる事実即ち証明を要する所のものにして此
場合に於ては主張當事者は証拠をもつて其爭点を主張せざるへからざ
るものとす
(四)証拠に人證鑑定書証検証於人訊問等の種類あり而して証明すへ
き事実により其材料たる証拠によりて其効力に優劣の差あり即ち
左の如し
(イ)絶体的の証拠力を有し他に如何なる有力の反証あるも全く之を
排斥して一定の証拠の外更に他の主張を許さゝる所の事実あり例
之は以頭示唆の方式如何は其調書によるの外全く他の証拠を許さ
ゝるが如し
(ロ)通常の証拠力あるもの一般の多数の事実は概ね此類の証拠に
よる廣く証拠方法を許し肯定的証拠は勿論否定的証拠即ち反証をも
之を許す所の1のなり

(七)推定なるものあり或る事実は他に何等の証拠なしと雖其事実を
りと稱する所のものは是なり故に之に対しては先つ反証を挙し反
証ありて而して後に肯定の証拠を許すなり例之は占有なる事実は
直ちに其占有の善意なる事実を推定するの類なり故に其善意を爭
ひ悪意なりとする者なりして先つ其反証を挙くるを要す
(八)當事者間に在りては完全なる証拠力を有すれ第三者に対して
不完全なるものあり民法施行法第五条の規定に所謂確定日附なり
証書は其作成の日に於て第三者に対して証拠力なきが如し
(九)全然証拠力なきものあり親族其他或る関係に在る者の証言等に
鑑定の如し
第四　道理(Raison)の法則
従来諸學術の進歩発達よりして今日幾多無数の原理原則即ち道理

又真理なるもの、発見あり此道理と称するものは所謂自然現象中
のものに外ならず人或は道理をもて自然の現象と看做さず却つて
自然現象の上に立ち自然の現象を支配し之を左右するものなりと
思考するものあり然れども道理又真理なるものは如何に高尚且つ
深遠なるものと雖も決して自然の現象を脱離して孤独の存在を為
すべきものに非ず今其最も確正なる例を挙くれば次の如し例の流
こと云ふが如きは道理と称すること能はざるは當然にして若し
自然の一現象に過ぎざるなり言へば人は事実を見ることを得べき
も道理なるものを見ることを得ず故に人は数多の事実を見因て以て
道理を推考するのみ即ち帰納するのみ故に道理は数多の事実を集
合せる一の理想に外ならず故に又其範囲或は広く或は狭く其性も
狭きものに至りては単に一の特定事実に過ぎざるに至る斯のごく

道理は常に自然の現象として諸他の事実と融合調和し其廣さ十に至りては偏満流布する所として立なさはなく全く廣大無邊なる一種自然の現象と立はさるへからす

数学化学物理学天文学地理学博物学医学言語学論理学哲学歴史学経済学政治学法律学其他諸学術の原理原則の知得は此等諸学術の研究に待たさるへからす

第五　四者の区別

有体物と無形物との区別は通常実体あると否とによりて区別す見明瞭なるか如しと雖も甚に困難なる場合あり今井と云い個崖と云わかは如しも無形物と為すの人なかるへし然らは其実体なるものは何をか其因因に於ける土石木なりとするか然らは之を填充するも井たり個崖たるに妨なかるへきか或は又井崖中の水及び空気等なりとせむか然らは之を他へ汲み出して尚井なり個崖なりと云ふことを得へきか是に於ても井と云い個崖と云ふ名称は実体の名称に非すして住所形状性質の名称なることを示す

同しく之水ありとせさに其水たる所は水なるの点其原形たる金石木等の水なるか為めに非すして其形状系に用方の水たるか為めなることを知るへし斯のごく論ずるときは有体物は總て無形物と実に其区別なきかごし

論者あり曰く有体物は実体其物に非さるも実体と結りしたる在するものなりと然らは余はまた云はさるをえす無形物は總て有体物なりと造と青空遠光大小形状等皆実体と離れて獨り絶体的の存在を為すことを得へきものなりやいまだ実体を結りて而して後見出せさるへからす故に此説も亦二者を区別するの価値なきものとす

有体物無形物の区別余の見解を以しすれしさは二者の区別は唯吾人の思想組織に於て其原料的粗製なると其加工的精製なるとの程度の差別あるのみ即ち吾人の智識に来りたる其体なると智識に於て更に之に加工せる所あるとの差別なりとす故に客観的に於ては二者の実体と相体との遠近即ち具体抽象の懸隔実に之が区別の標準たらずさはあらず即ち程度の論なり

抑り有体物と無形物とも区別のみならず無形物と事実との区別も前同しく具体的抽象的の差違懸隔の多少によるものにして事実に在りて無形物よりも一層其遠さを加へたるものあるに外ならず蓋し静止的の看察は具体に近く活動的の看察は抽象に近きをにしなりとす

事実と道理とも区別に至りても亦此理に外ならず特定事実の具体に近く概状理想の抽象的なるは蓋し多分と要せざる所なり

第六章　人格的現象

第一　意思

意思なる文字は元来吾人の決意(Wille)を指すものなるも法学上の用例其意義を擴充し吾人の心象の全部を包括せしめ故に今又其廣き意義に於て之を用ゐ心象古来智(Wisdom)情(Passion)意(Wille)の三種に分つたに利益すべし

(1)智は知不知の謂にして感覚知覚記憶想像思想等を之に含む智に種々の状態あり曰く吾意(Ich)意(Ich Wille)即ち知りたることと曰く錯誤(Mistake)即ち思ひ違いとすることと曰く無意曰く他意曰く他人の詐欺(Fraud)等其他種々ありと雖も總て各論に譲る

(四)二時半の間に一つの電燈電話交換所を中心に約六哩の地域に亙る大工場を有する所謂人工的都市の出現は人類の文明に対する一大革命を齎すものと云はねばならぬ

(五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(五十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(五十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(五十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(五十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(五十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(五十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(五十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(五十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(五十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(五十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(六十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(六十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(六十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(六十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(六十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(六十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(六十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(六十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(六十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(六十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(七十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(七十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(七十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(七十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(七十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(七十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(七十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(七十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(七十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(七十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(八十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(八十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(八十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(八十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(八十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(八十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(八十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(八十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(八十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(八十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(九十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(九十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(九十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(九十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(九十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(九十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(九十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(九十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(九十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(九十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百二十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百二十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百二十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百二十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百二十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百二十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百二十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百二十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百二十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百二十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百三十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百三十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百三十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百三十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百三十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百三十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百三十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百三十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百三十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百三十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百四十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百四十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百四十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百四十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百四十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百四十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百四十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百四十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百四十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百四十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百五十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百五十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百五十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百五十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百五十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百五十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百五十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百五十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百五十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百五十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百六十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百六十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百六十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百六十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百六十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百六十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百六十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百六十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百六十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百六十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百七十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百七十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百七十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百七十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百七十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百七十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百七十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百七十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百七十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百七十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百八十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百八十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百八十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百八十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百八十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百八十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百八十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百八十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百八十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百八十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百九十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百九十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百九十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百九十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百九十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百九十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百九十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百九十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百九十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(百九十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百二十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百二十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百二十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百二十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百二十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百二十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百二十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百二十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百二十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百二十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百三十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百三十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百三十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百三十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百三十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百三十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百三十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百三十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百三十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百三十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百四十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百四十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百四十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百四十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百四十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百四十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百四十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百四十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百四十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百四十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百五十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百五十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百五十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百五十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百五十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百五十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百五十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百五十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百五十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百五十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百六十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百六十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百六十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百六十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百六十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百六十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百六十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百六十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百六十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百六十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百七十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百七十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百七十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百七十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百七十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百七十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百七十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百七十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百七十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百七十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百八十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百八十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百八十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百八十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百八十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百八十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百八十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百八十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百八十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百八十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百九十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百九十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百九十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百九十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百九十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百九十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百九十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百九十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百九十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(二百九十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百二十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百二十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百二十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百二十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百二十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百二十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百二十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百二十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百二十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百二十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百三十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百三十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百三十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百三十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百三十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百三十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百三十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百三十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百三十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百三十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百四十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百四十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百四十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百四十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百四十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百四十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百四十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百四十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百四十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百四十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百五十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百五十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百五十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百五十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百五十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百五十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百五十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百五十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百五十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百五十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百六十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百六十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百六十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百六十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百六十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百六十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百六十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百六十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百六十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百六十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百七十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百七十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百七十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百七十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百七十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百七十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百七十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百七十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百七十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百七十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百八十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百八十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百八十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百八十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百八十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百八十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百八十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百八十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百八十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百八十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百九十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百九十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百九十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百九十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百九十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百九十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百九十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百九十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百九十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(三百九十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百二十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百二十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百二十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百二十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百二十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百二十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百二十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百二十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百二十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百二十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百三十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百三十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百三十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百三十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百三十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百三十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百三十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百三十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百三十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百三十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百四十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百四十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百四十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百四十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百四十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百四十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百四十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百四十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百四十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百四十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百五十)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百五十一)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百五十二)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百五十三)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百五十四)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百五十五)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百五十六)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百五十七)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百五十八)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強くなる傾向を示す

(四百五十九)人類の所産に対する一般の要求は日一日と強

(ロ)自己の行為及び代理行為の別より本人の行為所業にはさ本人が
其直接の第一原因たる場合と代理人なる機械によりて間接に為す
場合との区別なりとす尤も代理行為と雖ども代理人に取りては自己
直接の行為たるに相違なさ1第三者に対しては独立の資格なく全
く機械たるに過ぎざるものとす近世代理は機械に非ずとの異論あ
り然れども今称して機械と云ふと雖も既に人間なり字紙の使用に
非ずして尚霊妙不思議の意識を具有す独り身体のみを使用するは
人を用ゐるの道其宜しきを得たる所以に非ざるなり其意識を用ゐ
る所以のものとして之を機械と称するも亦偏なりと称するは唯機
械なる文字を甚だ狭猛なる物質的意義に解釈したるが為めに外な
らず

(三)即成的行為及び継続的行為の区別は前者は其行為の成立する間
実に一瞬時の間に在り其瞬時の前後に在りては更に毫末も其行為
の存在することなく前に在りては未来に属し後に在りては過去に
属すべきものとなる所のものなり例令安鎮常盗殺人等其他
名称の多く仮概的種に属する行為は其行為の成立しつゝある時間
如何に短少なるにもせよ多少の時間の状態に於て継続存在
し始期は前に在り終期は多少其後に在る所のものを云ふ営業所有
占有監禁等の類なり
連続犯なるものは継続犯と混同し易し然ども連続犯なるものは
時間と継続とを問はず二回以上の行為より其間多少の間隙ありと
雖ども同様の行為を繰り返すの主と連続の一つと合一視したる観
念に過ぎざるなり
(四)単獨行為及び共同行為の区別は唯一の第一原因より発動する行

為と二以上の結合原因より発動する行為との区別なり後者の例は
契約婚姻決闘共犯等なり
(ロ)積極的及び消極的の区別は単に名称の区別にして又作為不作為
の名あり例えば路上に眠ると云ふかあり普通の考えよりすれば不作
為即ち消極的行為なるべしと雖も経験上之を積極的行為なりと云
はざるへからず蓋し其名称所信即ち否定的文字を含蓄するときは
之に反し更に翻して新に帰くすると云ふときは之を消極的なりと
云はざるへからず蓋し其名称所信即ち否定的文字を含蓄するはな
う断のみく同一の行為之か有者の方面により積極消極の両面
より両様の名称を所するこを得へし
(ハ)有意及び無意の区別は其所為か自己の意思より発したるものと
全く自己の意思に基かずして生したるものとの区別なり通常考く

は有意なりと雖も時に過失又は他人の暴行による場合の如きは之
を無意の所為なりと云はざるへからず
(ニ)明示及び黙示の区別は所為よりも寧ろ意思とは主張となし之
を表示する方法の区別なりとす明示とは言語又は書面にするを
場合とし黙示とは其他の行為をもにするを云ふものとす
(ホ)要件条件事項副款の別あり(Wesentlich, Condition, Defeasance, Limitation and Warranty)此区別は一の意思表示を為すに
當り之を構成する元素には其重要なる元素と其重要なる元素にして之なく
要件とは其意思表示に於て必ず欠くへからざる元素にして之なく
ては其意思表示をして不成立ならしむる所のものとす例えば売買
に於ける物件及び代價の如し
条件は其意思表示に於て之を危殆せざることあるも敢て不可なし

と雖も一旦之を合成するには其条件にして真実を欠くとき
は意思表示の全部として無効たらしめざるべからず而之に畜買に
於ては目的物の品質数量履行の時期場所等各場合に於て当事者の
意思之を重大視する所のものなり
事項は勿論意思表示に於て如何なる唯之に含蓄せらるべきこと
るべき一種の事情たるに過ぎず故に事項に付き真実を欠くこと
りと雖も其意思表示をして無効たらしむるに足らず唯詐欺強迫等
の原因ある場合に限り之を取消し得べきものとするに止まるのみ
例之は建物を賣買するに當り所有権の帰属の為めと云ふ
が如き又は目的物の品質数量履行の時期場所等にして取引の性質
上又は當事者の意思等之に重きを措かざる場合是なり
翻訳に当りては仮令同一契約書中に之を掲ぐる時と雖も全く別箇

独立の意思表示にして右三者より成る所の意思表示中に包含せら
るべきものに非ず即ち之が構成要素に非ずして唯之に附帯従属する
所の他の事柄たるに過ぎず即ち意思表示以外の事項なり故に此動
機は如何に其真正を脱することありとするも本約の意思表示には
更に何等の影響をも及ぼすことなきものとす例之ば本契約を保証
するが為めに担保を供するが如し
(四)稼働着手実行の区別あり夫れ人一定の目的を達せんとし其結果
を見るに至るまでは前段にて之が用意を為し種々必要なる行為を積
み而る後其目的に達せざるべからず此等種々の行為は総て其結果
を発生せしむる為めの方法にして時間に於て遠近の差あり因果の
関係に於て直接間接の別あり是れ本項の区別を生ずる所以なり
(五)所為(Handlung)其結果(Erfolg)及び間接の結果(Folgen)

(Ursache)の区別は今吾人第一原因となりて一の所為を行ふときは其所為また原因となりて更に結果を生じ結果また更に新たなる結果を生じ連綿として永久の未来に存続すべし而して吾人智識の進歩と共に如何なる原因より如何なる結果を生ずるかを知ることを変かるべく従て責任と負ふことも亦益々重からざるべからず然れども結果愈々遠くして其変轉益々知り易からず蓋し社會上細大無数の事実は常に互に須臾輪轉し相依合轉化し行くものなるが故其結果の遠近を異にするに従ひ吾人之を豫知するに難易の程度を異にし従つて其責任も亦軽重の差別なかるべからず此区別は結果の遠近によるものなりとす

(4)既遂未遂中止欠効不能の区別は其目的とせる一定の所為にはさ其目的と其方法と其結果との間に生ずる関係の区別なりとす既遂は目的とせる結果を生じ之を成就したる状態未遂は着手に続き之を実行の手段に進行せずして障碍に逢ひ目的とせる結果を生ぜざりしもの中止は同しく之を自ら止めたるもの即ち目的を達するの為めの方法を尽くしたるにより結果を生ぜざりしものの欠効は目的を達するが為の実行を進みたるも其方法宜しきを得ずして其結果の成就せざりしもの不能は目的たるも其取る所の方法が直接人の見て以て到底豫想の結果を生し得へからざると為す所の不適當の方法なるにより全然其結果を生ぜざりしものなり

(5)義務の履行権利の行使自由の所為非行罪等の区別は法令を以て此等の所為を強制し保護し放任し抑遏し禁止する等より生ずる所の区別なりとす

第三　身分並に資格

身分資格能力職業地位経歴等皆此内に包含せむ

(一)人格本体(Persönlichkeit)即ち自然人のみ法人なり

自然人とは一應其土体を具ふるにより識別し得べき人間にして老少男女を問はず胎児は或は一の獨立自然人と看做すことあり或は母体の一部と看做すことあり又畸形児は其人間なるか否かは全く事実上の問題にして死者は自然人に外に見ると雖例とす然れども身体が人格の本体なるに非ざるなり蓋し人格本体なるものはもと身体にとに在り又単る精神にとに在り見るへからず開くへからず然れども真正の本体即ち常住の第一原因なるもの発して先つ意思となり更に発して行為となり積て以て精神身体を組織す此等の結果より因て以て其原因本体を推究し得へきのみ尚且つ顧つて而し

て之を思ふ時は総て之の結果身分資格並に能力等総て之を包括せるものにして始めて自然人の全部なりと云ふへきものとす所謂權利を敬かて而して後定まる所以のものならさるへからす

法人とは法令を以て第一原因と看做し責任を負はしむる所の人格なり形態によりて種類あり一は(Corporation)コルポラシヨンと(Stiftung)シフツトと即ち一時に在りては純然たる自然人なるも其自然人なるより常に其法人なるに非す故に一種の地位と見るも差支なきかの如し即ち自然人其地位を失れば法人の資格なきものとす現国に在りては戸主又は衆の如し君間会寺院の如きは於て之を見る能はも幾分か此性質なきに非す法人は自然人の生死去来相續き無窮に至ることを得次は特定有の合同即ち一定せる自然人の集合体より成るものなり其形体は数多の自然人なりと雖も合して一法人の

形体を組織するものとす次は不確定者の合同なり是亦集合体なるも之を組織する所の人間は一定せるものに非ず即ち社員の去就変更は此種の法人の法人として存続するに於て何等の妨なきものと

又我国に在りて其例を示さは多大異議あるへしと雖も合名会社合資会社政党政社の如し政党政社は民法上未た人格なきも之法上我が法人視する所なるものゝ如し次は全く無形の法人なり即ち其形体たるものは自然人なるに非ずして他の有体物なるにも非ず唯権利義務其他諸種の関係等無形物の複合せるものなりとす邦国に於ては株式会社及び財団又は遺産等の如し又諸外国共に国の行政区画及び自治団体の如きも此種に属す以上此等数種の法人には其有形無形の形体の外尚各国夫れぞれの機関を有す例之は総会業務担当社員取締役支配人等なり然れとも機関は勿論法人の本体に非さるのみならす形体も亦真の本体に非ず遺産の如き常自然人と其主体の如く看做すと雖も既に鬼籍に入りたるの人皆自然人と云ふことを得へからす

(二)一身の状態自然人に男女の別あり年令に死幼の差あり精神身体に健全不具の別あり法人に其形体永に機関の種類を異にするものあり法令上種々の能力に至大の関係を有す

例之は男女の別に於ては財産権の享有に関しては古昔は大に其区別を異にしたるも今日は其間殆ど区別する所なく唯其行使に付き夫婦関係ある場合に限り婦女子を無能力者と名す親族上の権利義務に関しては男女の間今日尚非常の懸隔を設け婦女子の権利の薄弱なる従て義務の繁なる実に同日の論に非す公権公務上の事に至りては婦女子は全く無資格無能力なりと云ふも敢て過言に非さるなり

年令の老幼に於ては幼児は家督相続人の不法行為による極度賠償の請求権に関しての み其人格能力を認む刑法は其他は其出生に初より必に刑法十二歳未満の者の犯罪能力を認めず十六歳未満は其是非弁別の有無を審案して減刑の条件とし亦民法に於て成年未成年の分界として権利行使の能力を分つ二十五歳とにて国会議院選挙権の資格三十歳とにて同被選挙権の資格共に是より以上別段の区別なく死亡に至り法令上人格を失はしむるも宗教権及び再審の訴権等に於ては尚遠に其人格を維持するものあり

身体の状態に不具者より刑法瘖唖者は其罪を論ぜず民法聾者唖者盲者を準禁治産者と為し得其他各権利能力の能力に常に大なる関係あり精神の状態にも同しく不具あり白痴癲狂神喪失の常況心神

耗弱者浪費者等は民法上行法上長能力者たるの条件とす

法人には社団財団会社会資会社株式会社等の区別により法令上種々の仮定機関を設備せり

親族上の関係人に親疎の別あり親疎の別は種々の原因よりし て生ず曰く配偶曰く親子曰く養育曰く家族曰く同居曰く朋友曰く等の連続に其親疎なるものに至りては必数等に至エらず而して此等親疎の区別により法令上大未続くの効果を異にするものあり然れども主令時代の変遷により多少其軽重を異にすべくは主従長幼雇主及び被雇人の関係に師弟の関係とは頗る重要のものと見たりしの近日に至りては訴訟法上雇人の関係に付き証人となる資格に最重きるのみ師弟の関係の如きは全く直接上の問題と為さず

配偶は婚姻(Marriage)による夫妻(Husband and Wife)の関係なり我民法之に連続する血族之親等を限り親族と定む次に親子の関係(Parents and Children)なり其連続を血族と称し之を種の別あり其一は傳血関係なり後に新発明の語を用う直系血族のことを称す其二は分血関係なり共同祖先を有する傍系血族のことを称す其三は合血関係なり共同子孫を有する血族分之は庶子を有する父母のみしと雖も我民法は之に拘束の効果をも認めず血族は我民法に於ては之を親族と定め然れども傳血関係と分血関係とを区別せざるは大なる欠点なり蓋し傳血関係は古代七代は高が百代千代乃至無限に至るも祖先は祖先なり子孫は子孫なり別の制あるのみなく又高閣閣之を親族とせざるへからず唯分血関係に至りては之と異なり其親等を制限せざるに於ては世上全般の人皆悉く親族なり

然れども養子縁組による親子の関係なり

次に養育なり養子縁組による親子の関係は親子の関係を必要とする場合に於ける隣接の一変態なり次に家族制度は個人制度の上に一歳一戸の存在を認める新法全の特有にして古来の習俗かに改むへからざるものなれはなり此他同居朋友は下の関係の如きは新法全法と何等の効果をも認めず詳細は之を各法全論に譲る

(四)社会上の地位自然人に姓名あり法人に商号あり以て自他を区別す住所(Residence)定めなく生活の根拠を為す但移転不在あり失踪の変例あり公私各種の業務を計営し以て各自の地位資格を定む

たに拙めて大略の説明を掲け詳細は之を各法全論に譲る

社会生活上自他を区別するに一に此名のみに限らず且つ同姓同名のものの多き故に其出生地出生年月日本籍住所其他容貌身

戸籍登録簿国籍等皆之自他正別の要件となるべきはなし故に吉人姓名なりと雖も他より自他を正別するの材料に全しとするに非ず純れしも世界開闢に来各国の慣習人として姓名なきはなく之其同一姓名のもの多きにより之に相互の正別を助くること非常に大にして之非常に簡便なるものなりとす

住所は各人各別に有するものなれば本別なり而して何府県郡市町村番地乃至何号等他と各別する程度の区域内なるを要し故に是れに上に家宅屋宇内の住置の如き微細の点に渉るべき必要とせず然れども数人相合して同一住所を有するの例極めて多し之を同居と云ふのみなるも同一人と雖も二以上の住所を有することを妨げず其住所を変するを移転と云ひ住所を去ると不在と云ひ生死分明なるべし

人に貴賤の別あり絶体的の正別に非ずして単に相互の関係なり他人に対する訴訟人のものを債務者(Schuldner)と云ふ其資産なきに至りて家産を敢て破産者(Bankrott)と云ふ人に貴賤の別あり皇族華族士族平民等の正別位階勲位官等其他栄誉権による高下の正別なりとす

人の職業に種々あり我国は昔士農工商の正別を建てしが今日に至りては斯の如き厳重なる正別に非ずして複雑弱と斟酌なりとすると雖も加之同一の職業を営むものあり転業するものあり無職業のものあり之兼業するものあり

四国籍大れ版図領海の如きは所謂天然固有一定不動にして其正域国際上一度定まるときは自然また疑なしと雖も之に反して其

表面上に生活行動する民人に至りては其数非常に夥多なるのみなら
ず動もすれば其所属にし生死相続さ重要極まりあることなし然るに
各個人を捉え一を国際法制を開始して其国籍を定むるが如きは到
底不能のことに属す故に其子孫の一定の条件を定めたるのみは各国聯合条約を以てするを最
も適当なりとすと雖も我国院に国籍法の制定より同法施行の日本
人及び日本国土親族関係に帰化者を根拠として我国籍の条件を
定む従来の日本人はもとより論日本人たるべきも其従来の日本人なるも
のは如何なる条件を具有するものなるや各国の場合殊に極端の場
合の如き時に或は重要上の問題を生ずることなきに非ず委細は同
法に就て見るべし
尚且つ同法は主として本邦人の国籍を規定すと雖も外国人に就て
は数多の外国中如何の国籍に属すべきかを規定するなし然るに我
法全中外国人に関し其本国法の適用を本とするものあるか故に外国
人に就ても更に進て其国籍如何を決定するの必要を生ず此場合は
止むを得ず各国の籍法等を対照参酌して各別に之を論定せざるへ
からざるなり

第七章　主権の作用

主権は統治権即ち国家の政務一切を発動する大根本大原動力
にして諸種百般の機関を経由し之を運用して其権力終に偏く一切
諸般の事物に被治者に及ぶ故に第一大権第二機関及委任権第三
余令及び罰令の三階段を論せざると欲す

第一　大権

大権とは我に主権有其親らする所の行動其直接の作用なり主権者

自叙の行動と稱す我國今日に在りて主權者其親らすべし所謂
ゆ帝國憲法第一章に明示する所なり議會の下集議の議可を
敕令及び其他敕令の發布一般官制の制定文武官の任免海陸軍の統
帥宣戰媾和条約締結栄典の授與其他凡百政事すべて主權發動
の事項に一定の限界ありと雖も其限界たる國家一切の政務中主權
者其親らすべきものと之を機関に委任すべきものとは之と種類す
るに於て全然無限の自由を有さず一定の目的を設け一定の効果を
挙ずべき機関を設け之に權力を委任するの作用は其目的其性質
上必ず大權たらざるを得ざるもの蓋し委任を委任することなりと
謂へ經国第一の委任の最初の委任は到底之を委任することを能は
ざるはなり
摂政なることなり天皇の名に於て大權を行ふ場者或は之を天皇と

合体の主權者なりと論ずるものあり之一種の見解にして敢て非
議すべきに非ずと雖ども一の妄想と思考すべきなり
代理なるものなり又天皇の名に於て大權を行ふものとする我國古来
兵事を統帥に於て之を見ることなり四方を稜くと今日と雖も
天皇の敕使又は各国一発者を大使公使等の如き或場合に代理
を為すことなり然れども代理と云へば代理なりと雖ども之を機関なりと云へば機関たるに
過ぎず蓋し大權の發現する所主權者より出でし代理となり代理より
出でし普通の機関となり更に出でし純粋の機関なる異論は
機関なる反実に危険せしむる機力の廣狭の意義の廣狭如何に帰
すべき機関は代理なる危険すべき代理を機関と云へば憲法
上の大權は絶体に機関に委任すべきこと得ざる代理に在るべし
実際上代理なるべきこの重実に対しては更に行号の疑点を

在するものに非ずして

第二　機関及び委任権（Organ und Vollmacht）

主権は萬機を總攬すと雖も経済財政経理の政務及最終微細の極点に至るまで悉く之を親らし盡すことを得ざるは論を待たず加之其親らし得べきものと雖も之を獨斷するに於ては其良好の結果を期望し得べきも之を委任するあり故に無数の機関を設け其親らせざるべからざるものの如き細大とする事務を権力を委任して之を執行せしむ

(一)権力の性質による分配機関人の委任権正しく性質を大別して主権即ち立法の権力の行政即ち政務執行の権の三と為す而して今日に於ては更に兵馬外交等を特に区別すべきものあり且つ行政と雖も更に区別し敢て

政務言論通信交誼等の如き別に特設すべきものあり之を委任権の種類性質に従ひ分配する所の機関にして今日の文明諸国は概ね此種類に基く所の分業機関を設く言し交通機関の敏活安全にして尚且各事門の技能を要する事業の発達に徳ひ国家部一の方法として最も便益なれば なり

(二)地方による権力の分配中央及び地方機関の別あり各国古昔主権司法行政等の事業の方法によりて各部一の他方機関に其他方政部の全権を委任し土地風俗の宜しきに応じ其政部を行はしめ或は国封建時代各諸侯の各別に主権司法行政等区別政事細大只備之を行ひたるが如き最も顕著なる例証なりとす此方法は地方による施政の方針其宜に異にすべき場合に必要なりとす或国今日各府県廳郡町村役所等諸国及其他若干数の地方機関を設くと雖も此等地

元機関に主代の権力を委任する例極めて少く唯警保総監府及び
各領地の如き場合の相代の権力を行はしむるのみ
(三)権力上下の分配上級の官下級官廳の割かり振も主権者の其権力
を委任するに中央に其最高上級の機関に委任するのみとなり
とす人さに非ず蓋し少数の機関より細大漏す所なく直接に之を管
理と称へたに非ず又無数の機関一主権者のよく監督整理し得べき
にもあらず故に少数上級官廳の外更に多数の下級官廳を設けて之
を分任せしめ下級官廳又更に下級官廳に分任せしむること家も大
抵の其枝葉を分つが如し即ち上級官廳に庶大の権力を委任し下級
官廳に細小の権力を委任す例之は政府の行政機関に内閣中央各省
各府縣廳及び其管轄官衙の設あり司法機関に大審院控訴院地方
裁判所区裁判所の如し

(四)各機関内部の構成各機関また之を構成する所の有形無形の分子
あり官吏更員職員雇員等に諸種の称を稱するもの其多きに亡て之を組織の詳細は各論分論に譲る
(五)各機関の廃置分合機関の廃置分合に種々の形状あり其一は名称
の変更に過ぎざるもの即ち地方裁判所を改称して地方裁判所と為
すが如し是れ一見廃置の如くして其実廃置に非ず其二は権限を與
奪するもの即ち裁判所に裁判事務の外更に新たに登記事務を委任
するが如し是れ亦機関の分合に似て唯委任権の増減に過ぎず其三
は機関を分合するも管轄者を絶続せしむるもの即ち数箇の裁判所
を合併して一の大なる裁判所を置くが如し是れ所分合併みにして
未だ絶体的の廃置に非ず其四は全く管轄者を廃し又は新管を創設す
るもの即ち元老院を廃して新に國會を設くるが如き又は警保総監

府と廃つるか如しは上此等の廃置分合は皆国運時勢の必要に應し、或は大改革を行ひ或は漸次の進歩により政権執行即ち権力行使の機関にはさ適宜其廃置を為らさるへからさるは固より當然のことに属す

第三　命令及び書令

自然の現象系に諸外国等各自殊別に自己特得の行動を為すは勿論のことなり而して命令系に書令なるものは一に此等の事実此等の行為に干渉する所以に過ぎすと雖も其干渉の性質種類に至りては決して一様ならす今之を大別して必成強制奨励保護放任禁制抑遏禁止の九種と為す

就中一言すべきは命令と書令との関係なり前第二章中其分界には尤も大略之を説明したりと雖も尚少し説明を加へさるへからさるものあり謂ふに命令は書令の集合なり数字特別の干渉書令と為すへきものと一称して之を命令するものたるに過ぎす故に二者の区別は性質種類の区別に非ずして単に数量の長短たるに止まるのみ例之は各文武官の任免等に権限の無等等一々各辞令書を以て之を為すときは之を書令と称し又諸種命令等を発布し其結果概括的に一種又は数種の官職を任免し又は権限を無等するか如きは所謂命令と称するのみ故に唯其手続に於て大に異なるのみならず内容に於ても亦大に異なるのみ之を要するに本論旨の関する書業は文武官の任免のみならず内閣の命令書令等は然らざるはなし

(b)必成書令　之を権者干渉する書令の事物無限無数なるか中之か成就期待すること至極を大其程度に在るものあり之に對して取る書令書令及に名けて必成書令と称す其状態厳重之か遂行を敢め権力之

に従事し終に其誤りなりの成敗を見ずれば止まざる所にのみ是なり此事方に新しきに於て被治者の意思更に施すに所なく破らんと欲し之を犯すを避けざるし新しきを避くるに如かず今日其為さざるべからざるに過ぎざること宛も傀儡師の手中にある木偶と異ることなく倒之は法海軍の行動警察機関の行使監獄に於ける懲刑公用徴収徴発強制執行士不士事務会の発布等の如き是なり然れども主権者必即ち勅令する訴訟の事審中其目的の強烈なるに拘はらず之を発生するのみか為めには何等の手段を取らず又何等の力を用ゐざるも尚よく成就すべきの事実何ぞ恨むべきか嘗て用ゐざるかの如くして実際間接に之を用ゐるものあり是れ其必成富分たること又言を要せず正別せざるべからず然り而して全くれは行はれ難ければ止む所にのみ乃至憂束の手段を待たずして自らの成就する所のものを是とし次なるべきの如きものは更に必成富分と取らざるかの如く然り然れども主権者世為すべきの形跡を生ずるに至らば主権者世為すべきの形跡なくして一転之が妨害をなし成就せざるの形来の事現に存定不可果実の事に属す志且際限なきが之の未来に於ては如何なる事動の生ずるか例かに計り知るべからざるものあり故本編全左富分に於て九種の区別を為す所以のものの常に現在の目前に於て備と之の必成富分を取るや習慣に基くの区別に新たにして主権者が其目的の強弱如何及び永遠の間に於て其目的しすとして主権者が其目的の強弱如何及び永遠の間に於て其目的しすと所のものは必ず極力之が方法手段を取るへきものと区別して云わるべきなり

四 強制富分(3 ususcaruni) 法令の精神或事審の発生成就を期待する所謂必成富分に次て強烈なるものあり主権者之を強ひ之を責め

所謂強制す被治者に於りて之を義務（Obligation）と稱す例之は租稅の納付兵役に服するの義務名譽職の公務身分上諸種の義務債務の辭職等の如き是なり此等の行爲は其爲さゝるへからさるや被治者の意思之を爲さゝと欲するとの如きは全く問わす所に非す即ち更に自由の存せさる所然りと雖も若し國家公共と異にして被治者之を破らんと欲すれは即ち破る危險を冒して而して之を爲す故に雖と爲さゝるなり

義務は被治者自由の存せさる所なりと云へり此意蓋し欲すれは即ち爲し欲せすれは即ち爲さゝるの自由あるに非さるを云へるのみ然れとも世は仁義を以て國の相害するは唐世の道に反す義務人民すなわち之を爲さゝことを欲するの少なからさるへし之を爲すと欲すれは場合に於て豈義務を爲すの自由なしと云へることを得へけんや

其義務履行の範圍を脫せさる限りに於て自由の存すること勿論なるのみならす豈啻り自由のみならんや事既に之を强制するに在り之を奬勵し之を保護すること亦言を待たす故に義務履行の範圍内更に權利あり特權あるは疑ふへからす

義務には他人之と普立すへきの權利ありとの論は既に陳腐の說に屬すと雖も亦既に一言するの値なりとせす然るに論者の所謂普立とは係行の意に非すして即ち義務者か其義務履行の範圍内の權利行爲を爲し得へきの意に非すして又論者の所謂普立とは權利義務兩立して相和合するの意にもあらす即ち甲者は債權を所有するの義務あり乙者は其所有によりて正當の利益を存するに より之か代償を爲すの權利ありと云ふの意にもあらさるなり而して論者の所謂普立とは兩人の利害相反し同一の目的物に付き甲は之を爲

すの義務なれば之は必ず之を為さしむるの権利なりとも云ふに在り然れども今日の学説に於ては組税の納付を強制するの義務の如き行為之に対応するの権利あるなく絶体的義務として寧ろ義務なるものなるとも之を為さしむるの権利なりと云ふに在り

而して倫理の所謂特定権利者なるものは仲なりと看做すも敢て差支なきものなりと信ず

同様居住者の或事実は之を強制するに至らずと雖も尚其可及的之が発生せざることを期望するや其発生を促がす所以のものなり然れども進て之を誘導し之を為さしむるの意思を表白せしめ任せずして之を禁じ所謂奨励も其発生を促がす所以のものなり然れども之を制し之を禁じ所謂奨励も其発生を促がす所以のものなり然れども之を制し之を禁じ所謂奨励も其発生を促がす所以のものなり

治者に在りて之を特権(Privilege)と称す例之は国会議員選挙法裁判官俸給を受くるの権特許権其他奨励諸法に規定する所の行為等是なり

(四)保護者の(Protection)保護被治者に在りて之を権利(Rights)と称す古来法学上の問題に学説等総て此点に集中するもの多し法学は権利の学なりと唱事すること既に古来幾世尚賛同するもの少しとせず蓋し前段に論ずるが如く其実質に於ては義務なり特権たるべきものと雖も之と相保行して権利と見るべき性質の存在するものとして古来の学者常に此保護を一面のみを見其全体に於するに総て権利なる名称を以てせるのみならず其狂癖の甚しき全く純粋なる権力作用にすらはすに権利なる称呼を以てするに至れり尤も其為す所学説に文字の意義を擴充するに止まらず敢て非議すべきに非ずと雖も為めに一方には強制的奨励的の性質を軽くに看過し一方には本来権利として固有すべき正当の範囲に

特し更に何等特別の一番補を止むるなく徒らに混淆空漠ならしむるに至りては到底非難せざると得さるなり

今試に古来権利の本質に関する三四の学説を示さんに曰く利益説曰く意思説曰く意思を有する利益説曰く能力説曰く勢力説曰く自由説曰く行為の性質説曰く特合説曰く天賦説曰く法の創設説曰く法の保護する状態等類る正さに出つると雖も皆其性質の相類似せる語を籍りて之か説明を為すものたるに過きす

天賦人権説の人権は未た直ちに我所謂権利なるものと云ふへからす唯立法上之に保護を與へるの条件即ち権利の材料即権たるに過きさるものなり故に之法令は権利なるか故之を保護するに非す之を保護するか故権利なるものなり例之は所有合有其他の物権及び債権等に他の財産権より親族上の権及び訴訟上の権利の如し

而して法令此等の利益を保護する四其目的之か発生を好みと之を他に於ては尚其妨害を除去す然れとも通し之か発生に干渉し之を侵害するの如きことなく其発生と忍とは一に被治者本人の自由意思に委すとするの点古来権利の種別に於て学者の区別する所と義務たり特権たるものとを合する能はす今之か概表を示すはたの如し

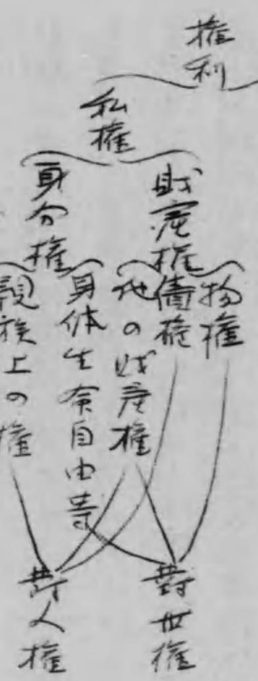

(五)放任権の放任被治者に在りて之を自由([illegible])と称す比果合

発国の獨立に其誇結を制さしより自由(又ハ自治ノ主義)の聲高く四方に反響し到る所過大の價値を以て如過られ伊国大革命に於けるかの如き人間の絶体的体系を一時著く此者政治家の性信を受けなりしことは亦世界史の明白する所なれとも是れ畢竟一時の感制の反動たるに過ぎずして今日僅かに其餘響を存するのみ其意義また種々に應用せらるゝ此者或は自由の極端は自由なりに帰し其の自由は自由を制限するに在りとなすに至れり

今日に在りて其の自由即ち絶対の自由の行為と称するものの如きは政学上自由の行為と称するものいかさは畢竟無意味のものにして偶立は権利・抽象的立やさる債務の支拂の如き逆典を為すものと此等の行為は主権者更に他等の干渉する所なく全く其他に放任して顧みす故に今此等の行為なるや主権者見て以て謂らく何

もなく不可もなしと又此等の行為なるや主権者の謂らく可もなく不可もなしと然れとも其発生を見るに至りては唯之を一箇の事実として認識するのみ然れとも之を認識する所以のものは立に干渉する所に非さるなり蓋し主権は純法上者然なり總て知ることを得ざるけれはなり

(4)憲和言分(Verfassung)主権者の意思或は一事実の発生を意はさる一律の事実として之を認識することを敢てせさるのあり故に之をもと雖も以て無しと為すと雖も以て知らすと為す其之を無しと為しの知らすと為すものは之を放任するに非さるなり之を憲和する所に非なり故に此等の行為に対して被治者目的とする所の意思主権者無論之を取らす之を保護せす唯未に制裁を加ふるに至らすと雖も其結果たる被治者之を為すと雖も猶為

さ、るが如し即ち学者は之を無効の行為(Void or Voidable act)と云ふ例之は賭博金の請求又は為めに支拂ひたる金品の取戻又は結婚せざる者の契約其に不正當の結果等のみと

書面書者の結果後し其行為を無効とするに在るも尚其軽重に従ひ頗る差違あり今其概表を示すこと左の如し

- 不能力者即ち全然其行為なさざるもの
- 一般の無効 全然無効のもの
- 無効 甲として無効たるも然らざるもの
- 書者に外に於てのみ無効
- 書者間に限り無効
- 一方より主張し得さる無効

無効の行為

- 第三者よりも取消得へき
- 雖一方より取消得る
- 無期限に取消得る
- 期限のあるもの
- 一方のみ取消得る
- 追認せざれは無効
- 取消さゝれは有効
- 有効
- 有効なるも他に制裁あるもの
- 全然有効なるもの

(七)抑過書者は法令の精神所及的之か発生なさを期望する訴の事実あり之を抑え之を過ち犯罪(Crime)と稱す其之を為すものに向つては制裁を加へ未た刑罰ならざるのみ且し犯罪に対する刑罰書者は其犯罪による被害者損害回復し難きものあるか故穏和之を防止するの手段を取ること頗る急なるのみならず其

犯罪以後に在りては犯罪を為したる主体即ち犯人其人即ち人格本体に対し刑罰を以て苦痛を蒙らしめ以て之を懲戒するに在り抑過言分に於ける非行に対する制裁に至りては其目的主体たる人間即ち人格本体に対するに非ずして唯其所為其事実に対する間接賠償を求むるに在るのみ古説に其罪を憎みて其人を殺めるものなし此意を富す例之は過失により他人の権利を侵害する所為賠償の不履行組織の危殆(会社登記の懈怠等の如き)禁止言分(刑罰法令違反)犯罪者に在りては所謂犯罪([illegible])なり主権者之が為生を思おこと頗る強烈にして之を豫防し之を畏怖せしめ又之を懲戒する即ち禁止する之を為すものに対しては刑罰を加ふ犯罪者の意思のみ(は意)を問わず所為に非ずして全く自由の存せざる所為なれども犯罪者之を犯さしと欲すれば即ち犯す者さしと欲すれ

はとも為す古賊石川や濱の真砂の盡るも世に盜人の種は盡さまじとの吟なりの社会の不幸此上もなきことなれども人を以て其言を尊ろへからさるもの容盜強盜殺人等の如く主として刑法に規定する所のものの即ち是れなり

刑罰は常に犯罪に対する禁止言分の要旨にして犯罪者を畏怖懲戒する所にのみの古来種々の方法ありたるも今其概略を示すに左の如し

- 死刑即ち磔火絞斬等
- 終身刑即ち流罪無期徒刑等
- 刑罰 有期刑即ち懲役禁錮等
- 笞杖の刑 贖刑罰金等の類

第九節の類即ち有名なる化倉宗吾の如きもの

全免罪ちゝ罪ちゝ或は直ちに或は猶予の後之を免するもの
無罪

(九)必禁書分三種有或事實の発生を待むこと其程度に達し之が禁壓の書分を取るべきも其発生せざるを待つて即ち之を止むべきものとなり此事実に対しては被疑者の意思も更に施すに所なく看過されと雖も之を為す能はず完全鐵鎖の制縛を受けたると一般なりとす此書分は被疑者の側より見るときは必ず書分の正反対にして例之は国家の自存を妨害する行為に対するが如きもの是れなり

(十)各書分の形式に上列挙せる各書分の種別性質形式等一々明細に之が説明を為すは非常に冗長に陥り到底能はざる所なるを以て之を各法令論に譲り今僅かに其形式のみに付き各書分を通じ極めて概略の説明を為すべし

其一各種の書分は其目的とする所の事物に対し必しも直接之に作用するのみに限らず間接の関係にて他人の事物に対する直接間接の関係にて他人の事物に対する直接間接の関係の干渉より施これて其目的とする者の事物に間接に関するも極めて多し例之は今一定の行為を権利として之の保護を為さんとするも其権利行為を為すものに係らに対して親しく之が助力を為し親しく其妨害に対する監視等の書分を為すに非ずして唯間接に其行為を為し係くさの直接に其他の第三者に対して之を侵害せざるの義務を負はしめ或は之を侵害するは或は非行者として或は犯罪者と為すの方法を取るのみなれば是なる獨り権利の保護書分に於てのみ然るに非ず縦令の書分に於て此形式なるも其二各種の書分実行の時期に於ても其目的とする事実の発生と同

一時期にのみ存するものに限らず或は其前に在り或は其後に在り或は前後に在り例之は今犯罪を禁止せんとする間に犯行者を見るに至り初めて之が禁止命令を取るが如きは論に所謂流産を捉へて縄の詩を免れず故に前には之の様防禁を畏怖せしむるの手段を取り後には之を懲戒するの方法を取るが如きは是れ所謂禁止命令のみに限らず総て命令に於ても此形式あり

其三同種の手段命令例之は権利の場合の如き同一の保護命令なれども唯一方に対して総て同様同等の命令を取るものに限らず例之は所有権と占有権とは其保護の軽重を異にして同一く所有権に在りても貴重なる物件と軽微なる物件とは固より保護の程度を殊にするが如し是れ亦総て命令に於ても此形式あり

其四異種の手段命令例之は保護命令と懲罰命令しく如き別異の命令なれども唯一方に対して取る所の手段の手段方法中にも同様同等の手段方法を含有せざるものと限らず而して九種の各命令は他に比べ

り他禁に至るまで漸次其目的の程弱を異にするのみならず其両極端の他所なる他禁の二者の如き其目的の差異大懸隔なるさえ全く反対なるものと雖も是れ唯立法者の意思に実際事実の方面より見たる区別にして未だ之が手段方法の点より看察したる区別に非ず今其方法手段の点より看察を下すときは他命令に無方を用ゐて之を強行するも他禁命令に於て同一く無方を用ゐて之を鎮圧するも其目的は異なりと雖も其方法に至りては全く同様同等なるものとなす之はさる人のなす処れらる各手段命令の区別に斯の

かく手段方法中の一元素のみを以て割すべかるべき複雑なる配合の手段方法の全体より之を割せざるべからず是れ亦必要の所為なりとす總て高尚なる高尚哲学的なるはなし

其上今現論上高記九種の各高分と正割すと雖も今の現実の事実に就き各場合に於ける実際の高分が右九種の何其名称に該當すべきかを判定する方法は其一見明瞭なるべき筈なれども特定の高分事実には各割に其見附のみ名の基方法手段の如き名称に其他との関係の何等を審査し之権者意思の存在する所を推定せざるべからず

第八章　法の分類

第一　公法及び私法

此区別は最も古く羅馬に於て公益の法の私益の法(Jus Publicum et Privatum)の区別を為し国家社会の公益に関するものと民人各自の私益に関するものとを分ちたりしが近世に至り公益に関するものも同時に私益に関し私益に関するものも亦同時に公益に関せざるなきことを以て公益私益を標準として区別することを得ざるものとし其標準を他に求むるに至れり余を以て之を見るに其直接に公益に関するものと直接に私益に関するものとに区別し得らるべしと雖も或は直接なるもの其目的主として公益に関するものと主として私益に関するものとを分つことを得べし若し又其関する所公益私益相軽重する所なくば公法と称するも可なり私法と称するも可なり又は中間法とも称し得らるべきものなり二者一方にのみ属さべきに非ずして一名称を設くるも何の不可なることか是れ

然るに近世の学者一方には強て二者の名称を混淆し一方には強て絶体的区別の標準を求むるに熱中せるより遂に之が本来の意義を誤解するに至れり

而して同等権利関係の法及び不同等権利関係の法(Recht der Gleichen und Ungleichen Rechte)と同意義なりしの同等権利関係の規定は私法にして不同等権利関係の規定は公法なりと論ずるは正に其人相互間の権利関係は平等なるも之権の加味すべき所宜其間の権利関係は不同等にして公法の規定すべき所多くは公権の行使に関係するとはいえなりとす然れども近日に至り更に一転して不同等の間に権利関係なく権利関係は平等の間のみに限り不平等の間は権力服従の関係にして権利関係に非ずとの論を為すものと今の権利なる文字を捨て去り公法は不平等の関係私法は平等の関係を規定するものなりと論ずるに至れり

第二　実法助法(Schutzrecht und Adjektivrecht Form)

実法助法また実体法形式法の名あり助法より生ずる称す助法は訴訟法の如く実体法なり民法商法刑法等の規定と終局まで十分完全に実行せしむる為の目的を有する場合から最終の手続に関する規定を設けたるものにして之れなくむは実体法と雖ども終局定文に終らざるを得ざるべし

第三　普通法特別法

此区別に三種あり法令の行はるる範囲の大小層状による所の区別なりとす

(一)土地の区域に関するものは帝国のゲマインラヒトなるレヒト(Gemeines Recht)パルチクラルレヒト(Partikular Recht)の如く全国一般に行はるるものと一部地方に限り行はるるもの

区別なり北米合衆国にも其例著しく我国に於ても一般の刑法民法の如きものと各府県令の如きものとは其適例なり

(二)人に関するものは国民全般其適用を受くべきものと或種類の民人に限り其適用を受くべきものとの区別なり例之は普通刑法は一般の民人に適用し軍法軍刑法は単に軍人軍属に適用するが如き是れなり

(三)事柄に関するものは一に原則法及び例外法の名あり例之は一般民法の規定の外一種特別の事柄に適用すべきが為め特に単行法等を発するが如き是れなり

第四　成文法不文法(Geschriebenes und Gewohnheitsrecht)

不文法とは慣習法の名なり二者の区別は法令の条文が一定の文章を以て発布せられたるとなきとに基く英国の慣習法衡平法及び例文

条例なるものは其最も明著なる実例なりとす正来二者の優劣に関し頗る議論の存する所なり各国古昔は不文法の範囲を極めて狭くせんとするとき慣習法なるものは既に為めに滋殖して輔助之を頼用するとき便宜に従い屈撓変更せらるべき得べきの故を用其人を得るに於ては時勢の必要と共に之が改良を発達其宜しきを得べし成文法に於ける如き既偏頗弊あるの法令を運用せざるべからざるが如き欠典なるも之に反し近世に至り慣習法の積て出を為し立憲政治綜合的に現今各種事業の敏速煩繁に応ずる能はざる憂あるが故続て之を成文とし今日統に成文法治の世となりて慣習法は殆と自己の領分を存せざるの有さまと同時に之が為め大に制定法令の瘕疵を補綴せざるへからざるの必要に之と成るまでの必要まく顕著にせざるに拘

はらず一旦明文をはっ制定せ一法令の之が補充行正を屋くするの困難なるべしと雖も或は時に適切なるべし或は目的に背馳するの等の事例に於ては之を例外と為さゝるべからず二者の優劣根拠新のあし要するに成文法の長所は慣習法の短所慣習法の長所は成文法の短所なるが故に互に相待つて善良を得ることを要す即ち成文は所謂の概綱の点に於らず唯其大綱を規定し之が細微の点に於ては学者実に執法者其人を得るを待つて善良なる方法なりと信ず

第五　強制法任意法

法令多くは強制法なりと雖も亦任意法なるものあり蓋し民人一般の通常の意思を推定して規定を設け実地に當りて民人意思の存する所往々多同に黙過せられたる場合に於て之れらを以て所の法令を例外とすることなりとす民法商法等に此例極めて多し我民法第九十一条に法律行為の当事者が法令中公の秩序に関せざる規定に異りたる意思を表示したるときは其意思に従ふとあるに依りて之を知る一般に斯の如き規定に於ては民人に於て其採別なる意思の存する所に関係し仮令民法に推定せる通常の意思に従はざることを得べし即ち此等法令の適用を受けざることを得るなり之に反し強制法なるものは仮令民人として其意思ありとも此の法令の規定に反せるものは之に従ふことを許さずして厳正に規定の作適用せらるべし所謂なり

第六　国有法絶対法

此正則は主法上法令の条文又は精神等外国法に倣いたるものと雖も正則にして我国現行法令の如きは殆と全新諸外国の法令を参酌組

来せるものなり故ト此等諸外国の法令を研究するは頗る有益なり
解釈適用に於て便益を與へるものなり今日各国交通の候なる大に
風土人情の示唆を誘致し従つて各国秀逸他の長所を取り以て国家
基礎を堅固なるに資する絶産性の存在せざる国もこれなし

第七　発布の形式に関する区別

例令は知事憲法法律勅令閣令省令府県令市町村令等の規定
定事項の範囲に於て制限あり後に掲げる一覧

第八　現行法非現行法

非現行法は既に廃止せられたるもの及び名称せられたるものに
未だ実施に至らざるもの等なり市町村令は既に廃止せられたるもの
に法令解釈は一般官人の思想に於ては廃止

法と雖も尚其適用事実に於ては将来に向つて効力を存続するものな
ることあり一概に之を無視すべきに非ず尚法律に論ずる所ある一覧

第九　規定の事項による区別

憲法(Constitution)の国法の名あり国家一切政務の行動する大綱
を規定し法例は各法律命令等の効力及び関係のことを規定し刑法
は犯罪に之に対する刑罰のことを規定し民法は臣民相互の間に
於ける権利義務の関係を規定し商法は同じく
商事に関する権利義務の事を規定し民事刑事の訴訟法は民事又は刑事
に於ける裁判の手続に関する事柄を規定し行政諸法は行政事務と補
する其範囲極めて広漠たる事柄に関する一切の法令を包括するも
のにして例之ば官制地方自治海陸軍外交教育衛生救助宗教勧
業土木通信警察等の事柄に関する許多の規定を含むものなり

以上七種の外尚数多の所属法令ありて皆各固有の事柄を規定す
而して今茲に一言すべきは法令なるものは其種類例之は本編の如
き綱領を知ると雖も直ちに其詳細即ち法令の各条項を明知するに非
ずして実地に当りて之の応用を為すことを能はず又法令の全部各条
を明知すと雖も更に進て実際の事情即ち諸般の道理に各場合に
於ける特定事実の真相を確知するに非ずんば未だ之の応用を錯
りなきに期するこを得ざるべし総り而して学者法学に於ける実
用的研究は実に先ず以上列記せる法令の知識に之の解釈の研
究に在りて存す之法上の研究も亦実に茲に基かずんばあらず其範
囲所論廣且大なり之が概略の説明を為すべしとすると雖本編小冊子
のみにて尽くす所に非ず且概略の説明を求めて未熟の智識を作らんよ
りは寧ろ各法令の条文を熟読し各論詳細の説明を求むるを優れる

に於かざるなり

第十　記ヤスチニアヌ帝の類概表

公法
- 外国関係官吏刑法裁判所の構成及権限訴訟手続及証拠
- 公認宗教法人

私法
- 総則正義及法学国法及自然法成文法及不文法
- 人及身分自由国民権親族
- 物の種類物の取得
- 訴訟

第十一　ブラックストン氏分類概表

人の権
- 自然人
  - 絶体的の権安全自由利有財産
  - 関係的の権公の関係私の関係
- 法人

法令
- 物の権
  - 不動産其種類其使用権其所有権其権原
  - 動産其種類動産上の権利其権原
- 私犯
  - 営事有用の損害補償
  - 法令の結果のみによる補償
  - 法令手続による補償
- 公の犯罪刑法

第九章　法相互の関係

第一　法は一なるべきの意

学者往々法は一なるべきの言を口にするもの多し其意至し其用所によりて必ずしも一様ならず其一は偏へに今国内の一事件にのみ適用せらるべき法令は其国の主権者の意思即ち其国の法令に限り適用すべきものにして他国の法令即ち本国と異にせる主権者の意思を保せ適用するが如く相衝突すべきさまこれは上の法令なるべきに非ず例令は国際私法に於ては外国法の適用を命ずと雖も是れ外国の法として適用するに非ずして唯外国の法文を取りて我国法と為し而して我国の適用を為すものなれば其性質に一変し外国主権者の法令にはあらずして即ち我国即ち我国内一主権者の同一意思を適用するものなりと云ふに在り勿論の事となりとす

其二は偏へに同一主権者の意思即ち一国の法令も其数種ありて且実際学上特定の事件に適用せらるべき法令と雖も彼此保せ其に適用せられざるべからざるが如く決して一二数の条文に限らずして此等数多の法令は法令文言字句の間互に相抵触するものなりと雖も其精神に言りては更に矛盾なきものにして伝等の抵触なるべきに非ずと云ふに在り別異の主権者ならば兎も角一国同一の主権者の用一

の事柄に対する所の意思国より二以上の抵觸あるべきに非ず若し
果して之ありとせは是れ未だ意思の定まらざるなり確定せざるな
り即ち未だ意思なきなり故に此説も亦た勿論のことなりとす
其三偏らく一国の法は其總体全部と雖ども各条意と相待つて其用
を為し唯一不可分なりと云ふに在り然れとも一国の法と雖ども尚之
を数多無数の法条に分て考へることを得へきのみならす今之章に
一箇特定の事柄に限り法定の適用を為すに當りては常に数多の
法条を直接に適用すへきものに非すして寧ろ四五数の法条
を適用するに止まり法律は直接の関係を有せす全く其適用を見さ
る所のもの其数なしとあるす唯夫れ一定の国の事柄を目的とせ
すして国家全体の政策を目的とする論ずるときは此説を為すも無穏

當なりと云はさるへからす
第二　法の相互の関係
法は一なりとも意志由る所のものなれ第一の説は勿論他に論ずへきの
ことなり然るも第二第三の説に関しては多少の論をさるへからさる
りのみ
其第二の説たるや同一の事柄に関係を有する数多の法条の相互
に相抵觸することなりとする意は是れ唯意思上精神上より云ふもの
にして今其精神なるものを離れ其形態即ち法令条文の条文を取り
来りて之を點検するときは必ずや同一の事柄に関する所の条文に
して或は有と規定し或はたと規定す等互に相抵觸するもの少な
からさるを発見し得へし例之は一は其原則を示し一は其例外を示
すものの如き是なり此等は何等の抵觸なりとふへきものに非す

故に法令の形態即ち条文に於ては往此相抵觸し相排擯する事
しかしと為さず
又第三の説に於ては法令最終の目的としては或は国家全体の政策
を目的とし一法令全部互に相待つて其用を為すにもせよ今各部相分
れて其内部に於ては各箇特別の場合に常りては他の更に其特別の目
的なりとせば此場合に於ては其特別の目的を達するの為めの
法令に限り互に相待つて其適用を見さるへからず即ち同一目的を
有する法令と接押し其他を排除せさるへからずして其接押すへ
きの法令は各箇の場合毎に一定の限数ありて国全体の法令には
亦ならさるなり
斯の如くして今国内総ての法令を羅列し更に一定の事柄とに
に相接照すときは其間種々なる関係の存するあるを発見し得へ

し此に三を列記す
(イ)一国内総ての法令中一定の事柄に直接密着の関係を有するものあ
り幾分か間接の関係を有するものあり又更に何等の関係をも有せ
さるものあり例之は金銭の貸借を為さんとする民人相互間の契約
取引に於ては民法の或個条か直接密着の関係に有るも民事訴訟法
は直接ならさるも幾分か間接の関係を有し刑法に至りては更に何
等の関係なきか如き是れなり
(ロ)今又其直接の関係ある数多の条文の中之を事実に適用するに
は先後の順序を異にするものあり即ち最も先きに適用せらるへ
きものあり同時に適用せらるへきものあり後に適用せらるへき
ものあり例之は外国人間の訴訟事件には訴訟法即ち関係私法は最も先
に適用せらるべし次に同法に基く私法の規定は数多の法令を係り同時

に適用とられ最後に強行法の適用さらしかめさ是れなり

(三)同時に適用せらるへき数条々関係条文中其条文互に相抵觸し両立せさるものあり即ち其に適用することを得さるものあり例之は一方に元則を規定し更に一方に之か例外を規定するものゝ如き是れなり

(四)又数条の法条中其条文二箇同一主旨にして互に重複するに過ぎさるものあり例之は刑法總則中数罪俱発の場合を規定し尚且つ更に各編に入りて各別の場合に数罪俱発の場合に於ける同一意の条文を掲記するものあるか如き是れなり

(五)之に反し一方に或る法条の規定ありと雖も之か適用を為すに當り其法系に目的に於き更に行事の規定か無かるへからすして若も全く之なきものあり斯の如きは所謂法令の不備なるものにして

此すと之か適完を為すものとす

(六)又一国の法令中其規定ありと雖も終に其適用を見る場合なき無用の法文あることあり此事は既に論すへきの價値なしと雖も然るに現に其例あるの如きは将来に向つて無用なり無効なりと一概に論すへからさるなり

(七)同一の事柄に関する数条の法条中二以上の条文其に之か適用を為すことを得へきものあり例之は刑法に於て或る犯罪に対し本刑と科すべき条文の他更に訴訟刑を科すへき条文あるか如き

(八)本文数条の法条中二以上の条文其一を欠くときは他の一のみ到底適用し得さるものあり例之は刑事訴訟の手続法のみあり肝腎なる刑法の規定なかりせは到底刑の言渡等を為すを得さるものにして此事は両々併せ相待たさるへからさる所以のものなり

法細分する所なり

第三　法の規定事項の範囲

法令に達するの分類する事前章述る所の如し此等法令の間其規定すへき事柄にはそれ等の関係ありや否やは即ち法令各自か其規定すへき事項の範囲にはそれ一定の限界ありやに

(イ)之法律は法令特別法施行意法国有法経費法現行法非現行法等に規定事項の性質によりて分類の如何なる状態に出でしかを其法令を制定する権限又は其制定の手続の異同等はなほ何れに出つるにせよ其規定する所の事項にして之法令とは法律法令とは法律なるか其同規定事項の範囲を相侵害すべき等の事なきにあらず例之は之法令を以て法律の規定を変し法律を以て法令の規定を為すの如きの事は全然之なきも

つまり

(ロ)成文法不文法の関係は慣習或は不文法を以て成文法の正誤を後すれはすと雖ものもり易き不文法を以て成文法を変更し得すとなす成文と不文と其効力の異異として一見明なるか如し然れとも実際上各国は互特の意見を抜くかとを蓋し成文と不文とを論せす皆等しく法令なり唯文章をもて成文法を変更することを得し現定するものは如何猶変更の効なかるへきかを今又国際法の如きは外国法令に或法令にすする効力を賦與するものなるか若しも不文法なりとせは何か故に効なかるへきか

文法か範囲に於て其効力を変更せらるるも何の不都合か之れあらんや唯不文たるのみ不文と雖も法令として十分の効力をもつるへから

すと雖も其部分或は薄弱にして十分ならざるものありとせば
是れ未だ法令たるを得へからざるものなり法令たるに十分ならす
さは他の法を廃止変更するを得さるまたもとより確然のことなり
論者の所謂不文法なるものは我所謂法として十分の効力なきもの
を指すに過ぎさるへし

(三)然り而して発布の形式による法令の区別例之は憲法法律命令等
に付き此等法令の規定すへき事項の範囲に区別あるは通常なり而
かも国により制度により尚且つ其法令の種類により種々の制限あ
りて互に相侵すへからざるものとす例之は我国に於ては憲法と其
他の法令との関係は憲法は最高法なり規定し得さる所なし然れと
も実際は総ての事を規定するものに非す而他の法令は憲法の規
定する所を規定し得すはち憲法を変更することを得さるものなり

故に憲法に抵触する法令は総て無効なりとす

法律と大権命令及び教令との関係大権命令と教令とは等しく教令
なり法律には自然固有他より侵すへからざる規定事項の範囲あり
憲法第二章其他の事項是れなり又大権命令も同しく固有の範囲あ
り同法第一章後半の事項是れなり此等は互に相侵すことを得す而
して二者各固有の範囲に属せさる事項は法律とはいすも又は教
令とはいすも是なり然れとも此共同事項の範囲も教令とはいす
規定せらるものを常に教令と称し大権命令とはさるのみ此共同範
囲の場合に於ても法律は教令を変更し得へく教令は法律を変更し
得す是れ憲法第九条の規定する所なり

法律及び教令と有令府県令以下との関係命令高下の区別ありて法
律教令等は有令府県令等に規定を委任するものなるか故前者は後

者の規定せる所を変更し得るも、後者は之に反して前者の規定を変更し得さるものとす。

但特別等各別の者全相互の間、東京府神奈川縣等各別の府縣全相互の間に於ける関係は其間全く相侵すことを得ず、蓋し此等は各別に委任せられたる事項の権限内に於てのみ之れか発令権あるとはなり。

第四　法の適用の順序

(イ)法令にして其中実際の事務に特し自家に直接の関係を有し其適用を為し得へきものは例之は民法商法刑法訴訟法等等又は此種に属する法つ最も必要にして実用的のものなり

(ロ)之に反して法令の規定する所実際の事務に特し直接の適用を為さすして寄つて他の法令殊に其又は右実用的の法令に特して之か適用を為すへき所のものは即ち法の法例及び例之は法例及び民法の如し即ち他の法令を発生消滅し又は其効力を変更し又は維持せしむる等の類なり施行法なるものの如此種に属し一に経過法の名あり故に独り此種の法令なりと雖も実際の事務に直接の適用を為すへき法令なくして法の実用なきこと家も直接適用の法令なりと雖も実際の事務なしとして何等其実用なきが如し然れとも此種の法令は其適用必す実用的の法令に先ちさるへからす蓋し其効力たる右するものなれはなり

(ハ)法令の規定する所今又更に一歩を進め実際の事務に適用なきは勿論他の法令に特してすらも之を変更せしむる等直接現実の適用あるに非すして間接に移し他の法令の性質即ち効力又は形式等にのみ影響を為し置くに過ぎさるものあり此等は吾人をして法令

て定りて疑なしとするものならしめは何を好まりて故らに紛雑に
して穿鑿なる例外法を設とるの必要あらることなけれはなり
因法例に其規定なく又原則例外の区別も判然たらざる場合にして
所かも法文の抵觸ある場合なりと為さず斯の如きときは他の条
文及び実際の事情等を参酌して法令精神の在る所を解釈適用せさ
るへからず要するに各別の場合にはさ一々に其採否を決定せさる
へからす

第六　法の重複欠缺過剰

法の重複に付ては特に論すへき価値なきも如きも唯之か適用の場
合稀に就利の場合の如き甚適用せる法条を明示すへき必要の存す
ることあり斯る場合に於ては其法令中其一個条を行れなりしも例
示して足れりとするか或は又何れか一定して指示せさるへからす
さるか或は其二三を示して足るへきか或は又其各条全部を悉く列
挙せさるへからさるかの問題を生ずることを想像し得へし此等は
法条の性質各場合の必要発布の前後又は法の確徳に出てたるもの
なりや如何等の区別により決すへきものにして必ずしも一様ならさ
るなり

法の欠缺過剰に付ては別に論すへきのことなし

第七　法の和合

特定の事柄に対し之に関係ある法令の適用を為すに當り単に一の
法条のみを適用し他の法条を棄て顧みさらさると欲するも到底能
はさることあり例之は犯罪を就利するに當り刑法の規定と刑事訴
訟法の規定と相待って共に用ゐさるへからさるか如し即ち二以上
の条文互に相待つに非されは何等実体の適用を為し得さる場合是

なり故に立法の誤脱一方に法条の適用すべきものなりと雖も一方に於て之を提携すべき法条の欠くることあるか為の往々にして実用なきに終るの弊文なりとせず而して此等互に相待つの必要あるものは各条総て之を適用せざる能はざるは勿論なりと雖も意に之のみならず仮令一箇条のみを以ても十分の適用を見得べき場合と雖も尚他に同時に適用し得べき条文にして互に相相補せざるべからざるものは是れ亦共に合せて之か適用を為し以て法令一般の精神即ち全体の運用を期望すべきものなること更に疑を容るへきにあらざるなり

第十章　法の効力

法は紙片の用具なり然れとも自ら能く活動すべきものに非ず必ずや之か運用を掌る所の人を待たざるへからず喩へは猶機械の如し機械ありと雖も徒て之を所有と為すのみは未た機械なきなり得て之を所有と為すも空しく之を倉庫中に蔵するときは又何等の用を為さず所と機械なりと雖ども之を取り出して所用に供用すへきの地に置くも尚之を運輸せざれは又機械として其効用を為すに非ざるなり法に於ける亦た斯の如し故に第一法文即ち機械の如し其二法の発動力即ち所有し為したるもの第三法の実施力即ち使用すへきの他に取り出しなるもの第四法の適用即ち之を運転するもの〻四階段を論定せんとす

第一　法文

法文なるものは即ち単に思想に止まるものは所謂空文空想にして未だ運転の実程有の意思となりたるものに非ず即ち未だ実程有の意思となりたるの所故に法に非ず而て法文なり例之は外国法の如く又単案の如

く議会の如し法とーとまた何等の効力をも有せざるものなり

第二　法の強制力

強制力また法力箱来力等の名あり法文此効力を具有するに至りて始めて法令となる即ち主権者意思を注入せる所詳言には強制力とは主権者の立て法令として強制する意思を吸入せしめたる所にしも被治者必ず之を遵奉せざる（のみならず又必ず被治者を束縛する）の意なり故に法文なりと雖も之に強制力なくんば所謂仏を作りて未だ魂を入れざるの如し唯夫れ如何なる方法によりて此効力を持者するものなりやは法の本質問題の問題なり

強制力の性質実此所謂実施力なるものと異なり例之ば今法律又は教令を発布するも本法令は来る何年月日より立て施行すと規定するときは此等の法律教令は我法令として既に

十分の強制力を具有するに拘らず未だ現行実施の法令にはあらざるなり是れ同一の民法国一の刑法と雖も時として現行法と廃止行法と別個に存在することある所以なり

法令の効力の範囲は一言之を約せば主権の及ぶ人へ迄総ての範囲なり法の効力の及ぼさるるものとす唯一層詳細の点に入り時間場所人等の諸点より看察するときは其一の時間に関するものは其発生より消滅するまでなり其二の場所に関するものは一国所領の全部に亦我に於ては日本領土の全部に亦海領あるいは軍艦乗ひに外洋に於ける我商船外国に於ける公使領事館部隊に於ける占領地等に或る制限を以て保護国に及ぶものとす其三の人に関するものは日本臣民は勿論外国人と雖も我領内に在る場合等の如き者多大詳細の論を為す

りのちりと雖も要するに国家主権の範囲如何の問題に帰着せざるを得ず

第三　法の實施力

實施力又施行力とも云ふ一と法令中に強制力雖未だ有る所の法令と雖も常に必ず実施力とは法令の実際に向つて其活動を為し得べきの力なり唯之は器具を庫中より取り出して之を使用するの位地に置くが如し然り而して法令は總て原則として其一般の実施力あると雖も然らず而して四種の制限あり

(イ)時間に関する制限は前段に論じたる如く法令は其発布ありたるも未だ其施行期限に達せざるあるは施行期限中と雖も一時之を停止したる場合の如き是なり而して施行期限に付き我法令は一般普通の場合として其第一条に法律は公布の日より起算し満二十日を経て之を施行す但し法律中にて之に異なりたる施行期限を定めたるときは此限に非ず云々と規定し公布の日より二十日間は施行かなざりのとす

法は既往に遡らざるを原則とす故に既往に遡らざる法令は今日発布せる法令は今日より以前に遡り既往より之を施行せらるることを得ずとの意なりとせば既往遡及を為さざるとするも到底不能のことに属し敢て此格言を待つの必要なきが故本格言は全く無意味の言に過ぎざるに至るべし学者曰く既得権を害すべからざるの意なりと本格言本来の意義実に然りと為す唯夫れ所謂立法論上のことにして法令本来の性質を言明したるものと思ふ誤なり蓋し本格言の文言は法は既往に遡らずとのみあり

て更に権利と義務とを分たず若し既得権害すべからずとすれば同一く既に互の所の義務を完すべからざるか或は何か故に獨り権利に限るべきか今一歩を進め既得権に限るものと為すも之を害す（からざるの理由如何）夫れ既得権獨りに之を害するかの如きの立法は分論不當なるべきも法令本来の性質上既得権を害することを得ざる立と害するも亦不當ならざる場合あり且今日既得権を害する所の幾多法令の発布実行せられあるものを見るなり若し夫れ既得権絶に害すべからずとすれば民人の負担は法令の発布無に其軽重とかへ行めざるべからずしかも既得権を解して現実に既得せるものに限り未定即ち将来の期待のみは全会とすと為すの為すの是れ立法上多大の困難の設なんとも斯く論ずるときは全く程度の論とならざると陪す唯米国憲法に於ける此種及法 Retroactive, Retrospective, の

Ex post facto law を禁ずるを見るのみ

(二)場所に関する制限は例之は北海道又は豊津嶋に限り施行する法令の如し各府県令市町村令の如きは無論此種に属す獨り地方の委任令のみに限るに非ず法律勅令等にも亦た之あり宜敷全国に施行するか為め発布一に法令と雖も後に至り新領土とかへたる場合に於て施行力の立に及ばざるものあるが如き是れなり

(三)人に関する制限は例之は海陸軍刑法の如く普通民人に対しては其施行力なきものとす

(四)事柄に関する制限は例之は商法の如く商事に関してのみ其施行力ありと雖も普通民事上の取引に関しては之を適用すべきに非ざるが如き是なり

第四　法の適用

法の適用とは実施力ある所の法令が更に進て実際の事実に対して及ぼす所の効力を云ふ即ち法の活動なり適用なり実用なり然れども其意味は裁判所及び諸官衙等に於ける法令の解釈適用のみを指したるに非ざるなり日常絶えず民間に適用せらるる所の実動亦た法の適用に外ならず例之は民法の規定する所に従い民人相互に契約を取結ぶかれさ或は刑を恐れて犯罪を犯さゝるか如き皆是れ等しく一に法の適用たるに外ならざるなり唯法の規定する所刑事法の如き其明文に於ては先ず犯罪あり而して後之を裁判し而して後更に之を宣告することを以て其正面の解釈適用なりと為すと雖も然れども同法の精神と為し主眼と為し目的と為す所のものは斯る犯罪裁判宣告等の実現することに非ずして寧ろ初めより犯罪者なきことを期せずして在るか故裏面の適用即ち犯罪者なきに依る

ことを得は却つて法令の適用其最も良好なる結果を奏したるものとなすへきなり

法令の市井実際の事物に対し其効用を完うし其目的とする結果を見る所以のものは立法の適用即ち法の活動実用適用を待つて而して後発現せさるへからす其事に強制力あるのみをは未だ何等の効果をも生ずることなし然れとも学者或は法令は其実施力及強制力のみを以て直ちに外物に対し其効用を完うすることあるかれさ観念を懐くものなりとなす例之は法をは法を療する場合の如き強法は其発布により直ちに前法を消滅せしめ更に何等の適用をも結ばさるもの、如く思わるのあり然れとも此場合と雖も強法の強制力実施力は直ちに前法を廃するに非ずして猶直ちに其適用あるか故なり唯夫れ此場合に於ける適用は何等強施

の手続をも要せざるか故に一應論有の如き形を為すこと殆と其理なきに非ずと雖も若し論有の說の如く法と法と直接相戰うが如くんば即ち二者共に斃れざるべからざるか或は勿つて前者は後者よりも優先の權を有すべきが如きに非ざるべからず故に論有の說は其根據薄弱なりと立はさるへからず蓋し法の適用の形狀に種々あり其一は他の執法官の運用を待つべき例之は裁判の手續の如し其二は被訴者自ら取りて其適用を達らるべき例之は契約を為すが如し其三は事物自身に於て其適用を為すべき例之は法令上事物の性質動果を變化せしむるが如き是れなり在來論の場合の形狀は此第三種の適用によるものなりとす

第十一章　法の發生(用ゐる例は政治界に於ける法令は猶紛糾界に於ける單本の如し)

政治界に於ける法令は猶紛糾界に於ける單本の如し天然に存在するものに非ずして人生權有の創設を待つて所て發生せざるへからず故に古未幾多無數の創設を積て以て今日に於ける許多の法令を馴設したるものなり然り而て一國の法令唯積山のみならず其全体を合して唯一の大塊なりと見るときは其發生は最とせく國家の成立主權の發生即ち建國の初に於て發生せるものにして其後累代傳世の間唯其内部に於ける變更を見るに過ぎずして純に國家の國たると共に其法令と未すりのと立はさるへからず然りと雖も之を幾多の法令に分解し許多の法令より成るものなりと見るときは古今除未に於て幾多無數の法令の獨特新に其發生を為すものと見るへさなり

第一　古來法として存在するもの

法は主權有の意思なり發表せらるべき人の知識に來る因て其發生

ムレ其實其人の發明に出ツルモノニシテ決シテ一國獨特ノ物ニアラサルヤ知ルベシ

第三　靈魂ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ

最モ良好ナル標準ナリ今ヤ文明諸國ニ於テハ靈魂ノ實在ハ一般ニ信ジテ疑ハサル所ナリ

而シテ其實在ノ如何ニ關シテハ學者ノ間ニ一致セサルモノアリ

第四　靈魂ノ實在ハ人ノ信ジテ疑ハサル所ナリトスルモ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第五　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第六　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第七　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第八　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第九　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第十　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第十一　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第十二　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第十三　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第十四　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第十五　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第十六　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第十七　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第十八　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第十九　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

第二十　靈魂ノ性質ニ關スル學說ハ其人ノ國ニ於テ如何ナル程度ニ達シタルヤヲ知ルノ最モ良好ナル標準ハ其人ノ國ニ於ケル靈魂ノ性質ニ關スル學說ニアリ

[illegible]

尊ぶ一所なるも今日学者の普通取る所の条件なるものは大略左の如し

(一)常習として行はるること然れども其初め記憶なきの昔より存在せざるべからざる新たに近世に至りて起りたるものと雖も法と為すべき慣習たること

(二)法の精神之を禁ずる所のものならざること例之は従来某時某所に於て婚儀を典行し来れりと云へるかの如き慣習あるも此等は明かに禁ずらるべきものなれば法と為す一般の慣習に非ず

(三)法の精神に於て無意味なること例之は毎年某祭日に富り飲酒感賞の集会を催ふし来れりと云へるかの如き慣行あるも此等は取つて以て規行すべき法令となすに足らず

(四)慣行者が常識に於て慣例として服従行はるべからず行はるべ

はず何等の法令上の効果を来さるものなりとを信ずるに至りたること例之は或る沿海に於て従来漁業に付き猟期猟具等を制限し来りし之を変更するには利害関係人の承諾を要し関係人は其変更に対して正當なりとは之の承諾を拒むことを得ずと云へるかの如き慣行も是れなり

第三 成制上の立法 (Legislation)

成制所の制決例によりて法となるもの是れなり英国に於て其例最も著しく承徳川時代に於ける各奉行の裁判殊に名奉行として今尚都鄙の人口に膾炙する大岡越前の如き確かに種々の新制例と称し成制上の立法と為したるものと云へるの如きか然るに成制上の立法は未だ明定の成文に拠す故に之を制決例の精神と探究し其要旨を摘取せざるべからず蓋し法に所謂法令なるものは制決例自身に

非ずして其利害の根據基本となるなる精神要旨なれはなり

第四　他の法令により新に法となるもの

条理慣習外国法廃止法条約又は著国書にして成文法令なるもの

のと雖も他の成文法のみにより法令の効力を具備するに至るこ

とあり是れ宣告たる勅諭と異にして必ず之か原因なるへき法令の

発布あり然しも法に所謂法令なるものは其発布せられたる原因法

に非ずして之か結果たる他の不文法なるものなりとす故に原因法

のみにより法は結果法は未た其正体自身を明さ他に露はすに至ら

ず喩之は猫笹中に在る物品の如く之を笹中より取り出すに非すれ

は其果して如何なる物品なるやを明確ならしむるに由なし故に者

幾分か宣告の感なきに非ず例之は一の法令に於て規定して曰く明

文なきものは条理により〜へしと云ふかはさ又法

例を以て外国人に関する事柄に於ては其本国法を適用すへしと

云ふの如き之羅馬皇帝か五大法典の著書に法令の効力を闡典した

るの如き是なり

第五　成文法の制定

成文法の制定は以上説明せる法令発生の場合と異にして其方式亦

に発生せる法文の個条等極めて知見し易し即ち其法文の個条たる

言語文章を明瞭に記載して之を公布するに在るものとす然りと雖も其

公布の形式方法或は官報或は布達或は掲示等種々あるへ

く古代のはさ或は口頭を以て之を喩達せ一時仰ち之をなすに

へし

第六　法の確認(Constitution of Laws & Codification)

新法令の発布は常に必ず一新法を創設するに限らす従来存

在せる所の法令を再び編入して之を成文に規定する所のものは甚だ美し正則せざるへからずジヤスチニアヌ帝が四大法典の編纂を為したるかゆゑに近くは刑改正の民法及び商法中倉庫法の規定と同一の規定を襲用するものあるが如き新法の制定にはもらすし も舊法基礎を確認したるものに過ぎず斯の如き場合は其性質も舊者を廢して更に同一の新者を制定したるの有なきに非ずと雖も然れども法は法文に非ず所て其実質即ち本質に至りては新舊共全く相違の同一規定を持続するものにして舊法を基礎新法中に編入したるに過ぎざる之舊条文法を字に成文としたるに過ぎざるが故此等は全く新法の制定に非ずして唯新法の確認なるものなりとす

第七　法の遡及(Rückwirkung of Law)

法の遡及は法の確認と異なり法の確認に有効の法を明確ならしむるに過ぎざるも法の遡及は無効なる法令を有効ならしむ盖し法令も雖も其初より無効なるものなり之を様に取消さるゝ迄は法の遡及は之を再び有効の法令として復活せしむるものなれども故に如た法定により発生する所の不文法又は他の法令の効力により新たに法となるものとも聯が其価値と異にす盖し遡及の場合は発生と之とは寧ろ発生にして其蘇生したる所の法令として以前既に其適用ありしものは其結果に至るまで総て復活するに至るへく事實の解釈上全く効及の効果を有するものなんはなり

第十二章　法の消滅(Erlöschen of Law)

国家社會萬般の事柄に関し関係不平等共総て法令の規定なきものなりと前提と所して其適用を置くへき実際の事柄より之を省察す

るときは一法令の発生は其自身他法令の消滅にして一法令の消滅は亦た其自身他法令の発生といはさるへからす蓋し国家の法に於ける実際的事実は常住なり而して国家の法令は之に干渉するのみにして干渉せるものゝ二者に限らへく其干渉にかゝるものゝ或は左或は右に向れにもせよ其は一を捨てゝ之の適用を受けさるへからすれはなり然れとも是れ実際的事実の方面より看察せるのなり然れとも今転つて各法令自体の点より之を看察するときは各法令は新陳代謝の作用を為し稽者は消滅と去つて新者の更に之に代つて発生するものと見るへし本章唯法令自体の点よりのみ之を看察するに止り其消滅を論せんとす

第一　法の無効

法の無効は法の消滅とさはかるは寧ろ初のより法なきものと云

ふの至當なるに若かす法の無効とは其発生の初より法令として具備すへき必要条件を欠くものとす即ち法にして法に抵さるものなり例之は法令の官報に掲載せられたるものなるも其記載に大なる誤あるか如き或は其掲載にして全く密議の新者に出てたるか如き或は法律勅令等にして天皇の裁可なきに先ちて掲載せられたるか如き此等は全然無効と論せさるへからす

第二　法の取消

法の取消は法の無効と異にして其初め有効なる法令の存在すると必要とす即ち有効にして而して後始めて其取消をなすへく無効なるものは之を取消す要なしこと法の廃止と異にして其廃止に於ては法令は其有効なりし間つて其効力を全く消滅せしむるものとす即ち有効なりし法令を初めより無効

なりとすると同一の効果をもたらすに在り
法の取消が実際の事実に及ぼす新の効果如何法の廃止は唯将来に向つて之を適用せざるに在るのみ其既往に於ける適用は勿論其適用の結果は尚現在第に将来に至るまで其効力を持続すること論を待たずと雖も法の取消に於ては既往に於ける適用なきは勿論既往に於ける適用及び其結果と雖も独り現在第に将来に向つてのみならず尚既往に在りても全然其効力を失はしめ更に其適用なかりしものと看做さるに在るものと全然を論ず
論者或は既往に於ける適用は事既に為されたるの後に至りて之を取消すとするも新法事後人力のらく之を動かすべからざる確定不動の事実なりと論ずるものあり論者の言一理なきに非ず
斯く一概に論断すべからざるに非ず

法の適用の結果に二種あり適用の二種あるに非ず一は純然たる事実にして一は法令上の性質是れなり前者は純然たる既往の事実に属し後日に於て之を動かすこと能はざるは勿論にして実に論者の言を待つて後知る所に非ず然るに後者は之と異なり仮令既往の事に属すと雖も其実法令上の性質に過ぎず例之に書籍の時代に在りて書籍に於れは固今債権なり債務者なりしと云ふの如し而して此等法令上の性質は新法時代に至りて既往の事柄と決定せざるへからざるのみならず尚此等の効果は其依現在第に将来に向つて之を持続せしめざるべからざるなり蓋し既往なりと雖も既往なりと現在なりと既往なくして獨り現在のみなる能はざるなり然れとも法令の取消の場合に於ては此等の資格性質等は既往現在第に将来に於て総て之を剥奪す

めさるへからす唯既往に於りて言語に拘泥し国会議員と称し債務者と唱へん所有者を犯罪者とし之に科するに罰金を上取消されたる法令に依りて之を決定すべく取消されたる法令の上に於ては国会議員たらす債務者所有者を犯罪者たらしめんとす甚だしく其言に拘泥し斯く性質資格を有するものは全く偶然に帰したるものと解釈せさるへからす其取消されたる法令は前已に述へたるが如く実際の事実は常住にして之に適用せらるへき法令は右に述へたるが如くなり

第三　法の廃止

法の廃止は単に将来に向りて其適用を失はしむるに止まり既往に於ける適用及び其将来に継続すへき効果に亦りては之を消滅す

ものに非す然るに将来に継続すへき既往の結果にして法の廃止に於ては必しも毫末の妨碍なし而常法令の改廃の場合は全く右法単純の廃止に加へるに更に新法の発生あり此新法の適用よりして既往の結果に更に新たなる結果を生ぜしめに既往の状態を変更せしむるものなれはなり然れとも是れ新法の結果にして廃止直接の結果には非さるなり

(ロ)法令の廃止ならす場合種々あり

(ロ)法令にして其効力期限付のものは全体付のものあり此等は其期限の来を掲げ此法令は某年月日より其効力を有すと規定する場合の如き是れなり

(ハ)法令発布の後更に明文を以て之を廃止するもの即ち法令は某

何年月日限り之を廃止す」と云わんかごときなり

但新章に法は他の法令によりて発生する場合を除したる因て今の其消滅に付て其に一の疑問を生ず即ち其発生の基本たりし本源法の消滅は因て生ずる結果法の消滅を来すべきものなるや否や是れなり而して本源法によりて他の結果法を発生せしむるは其本源法の適用の結果たるべきこと、すでに既に論定せり所なり然るも其適用の性質常に同一なりとせず

法令の適用の性質に二様あり適用の結果の性質に相違して適用目的の性質に二様あるなり即成的の適用なるものは常に一回其適用を為すときは直ちに本源法の生命の消滅に伴はず結果法は永久の特権に属して絶えず完全なる効力を持続し得べき法令として発生す所のものにして本源法の生死は因て

て生ずる結果法の生死に何等の影響を及ぼすべきものに非ず唯之は樹に枝を折つかめし後者即ち継続的適用なる場合は全く之と異なり本源法なるものの絶えず継続して其適用を為すか為め其力によりてのみ結果法が其効力を支持存続するものなるが故此場合に於ては本源法と結果法とは左く其生死を共にし本源法は其消滅により之が継続的適用を止さるに至れば結果法も亦之と同時に其立脚の地を失い直ちに消滅に帰さざるべからず完能軍の例事を掌引すれば明かへさるが如し本源の場合法令には此二様の存類あるが故各別の場合に当り其何れに属するかを論定せざるべからざるなり

(四)新法に抵触するが為め舊法の廃止せらるる場合あり是れ亦舊法廃止の明文なしと雖も新法精神の適用によりて此結果を生ぜさ

るんからず蓋し同一の事柄に関し同一主旨に於て互に相抵触
する法令の併存するんは理由なく同一主権者に於て其意思を改新せ
ざるべからざるに其地歩を譲らざるんのみならず然れども
も此場合に於ても新法の精神絶体的に旧法を廃止するに在るか又
は新法実施中暫に旧法の施行を停止するに過ぎざるものなるかの
疑を生ずることあり蓋し新法の廃止は実に旧法を復活せしむる
のなるものの同様を生ずる所以にして其早晩行われざるべからざる
に新法の精神如何を研究し定めざるへからず
(四)自然の廃止なるものあり又慣習法令の廃止しも亦当
て聊の論じたるかの如く論者或は明文法不文法とを区別して之を廃止すべき
に非ずと論ずるものあり然るも廃止せらるべき法令は敢て明文に
限らず国家明文の外幾多の不文法令あり不文法の廃止に敢て明文

を待つの必要なきは論なし且つ又法令の制定は明文とはいえども
默認をもてするも其一定権者の意思なり単に明文不文の故のみ
を以て其間に優劣の差違を存するべきものに非ず憲法の規定に法律
は命令をもて之を変更することを得ずと為すかの如き之れ既に明文
をもてするも他の明文を変更廃止し得ざるものなるに非ずや然れ
ども是れ畢竟意思の優劣の論に非ずして単に形式の謂に過ぎざる
なり今又不文の法律例之は国際私法に於る民法商法の如きは明文
の数条をもて尚之を変更するを得ざるに非ずや況や之に反して不
文の法律はよく明文の条文を変更することを得べきに於てをや故
に不文をもて明文を廃するを能はずと論ずるは極めて皮相薄弱の議
論なりとす要するに自然の廃止は一に全く其廃止すべき法令に付
いて主権者其意思を消失せしめるや否やも法令として施行す

ることを遺憾しからざると謂わざるべき形跡の存するは何に在りとす果して此条件を充すに於ては明文と雖も不文とに之を廃止する何の妨の是あらざるか

今自然の廃止の一例を示すは前既に説明せるごとく国際私法により私法全部を適用せらるべき外国法なるべきものの外国法例之は米国民法なりしめは其米国民法は我に於ては其法律常に同一に厳まるも米国民法なりと雖も其米国民法の実質に至りては其内容に於て隔時法令の発生あり消滅あり重変あるべきは論を待たず而して其発生消滅変更等を為す毎に新旧我に於ても国際法例の範囲は既に不文を用いず同時に其発生消滅変更あり而して此等は既に自然の廃止と看做さるべからざるものとす

第十三章　法の変更 (Modification of laws)

第一　法令の変更

一国全体の法令を悉く係合して唯一体単純なる一法令と見るときは各種の法典例之は民法商法刑法其他の法令の発生消滅は単に一国法の変更たるに過ぎず各種の法典例之は同じく民法商法刑法等の如きものを総て一体の法令なりとして看るときは其法典中の条文の発生消滅即ち適加削除訂正等のみありのは此等各法典の変更たるに過ぎず更に各個の法令ありして之を看るときは其条文を構成する各種元素の発生消滅即ち言語の新正文等の増減なるものは此等法令の変更たるに過ぎざるべし故に法文にして其発生消滅なりやは変更なりやは一に其看者点の大小によりて分るべきものとす

第二　法の実施力の変更

法の實施力の喪失は例之は法令施行期限の喪失即ち一定の施行期限を或は延長し或は短縮する場合又は法の実施を一時停止する場合のみ是れなり而して法には其実施力の喪失なりと雖も其効力の喪失なるものなり言ふ迄制力の喪失は法の喪失の問題に非ずして法の発生消滅の問題なればなり

第三　法の適用の免除

法の適用の免除は法其者の喪失に非ずして法の実効の喪失なり今學に法の適用を免除すと雖も法其自体に於ては其形然即ち法文に於ても其実施力に於ても毫も喪失を受くる所なし唯法の実際に向つて及ぼす所の影響即ち事実上の結果に於て常態と異なる所あるのみ即ち事実の点より看察するときは法の適用なきが為め法の喪失と同様の結果を見るに過ぎず喩へは猶燈光のめし燈光自体之を滅せざるも又如しすと雖害物をして之を蔽遮せしむ物の上に於ては學に同一の暗黒を生ずるが如し然れとも學に之と敢て所以のものは燈光自身に於て変に術等の変化あるものに非ず故に又日蝕の如く月蝕のみなり故に法の適用の免除は法令に非ずして而かも事実に対する一の権宜方法たるに過ぎざるものとす

第十四章　法の目的

第一　目的及び結果（Objet et effet）

法は其適用を待つて其目的を達す之を法の結果又は効果と云ふ即ち目的は結果にして結果は目的なりか故二者の別は唯主観と客観との差異即ち思想と実際との差異なるに過ぎず法の結果は其目的としする所にして法の目的は其結果として実現せさるへからさる所

なりとす然れども通常人の豫想せる結果即ち目的なるものは往々実際に発現する所の結果と符合せずして偶々齟齬することあるみならず甚しきは全く反背の結果を見るに至ることあり而して其結果の裏にまん然隠れたる何れにか多少の変化なきは甚だ稀なるみならず尚詳細に二者の関係を探究するときは如何に目的通り成就せる結果と雖も其間微細の点に亦たる違異を存するなく全然相符合するものゝ如きは到底発見し難く法と絶無と云ふも誰も決して過言に非ざると信ず故に目的と結果とは一と同一なるべくして通常別物なりとせざるべからず

第二、法の目的

前已に論ずる如く法は統治の結果にして統治の用具なり故に統治の目的は同時に法の目的たらずんはあらず然れども統治の用具は獨り法のみに非ずして其他尚数多の政策数多の機関ありか故此等統治の用具中法は如何なる位置の用務を負ふものなるかなるは支少狭隘の範囲にのらざるべからざるも法の体また無限の種類あり其中方面たる極めて廣且つ大なることを得べきみならず結局各要具互に相待つて其中を全うするものなりと云ふの外別に區分して之を説明すべき程の特殊の用務は立てらざるべしと信ずるなり

然り而して法の目的如何今此問題に対しては三段に之が區別を為さゞるべからず一は法全体の目的を概括して言わる所のもの一は民法刑法等の如く各種特別の法典に付して其目的如何に著わる所のもの一は其各法典中各箇別々の法条に付て其目的の如何を著わる所のもの是れなり蓋し此等の細目は皆各自独別の目的を有す

れはなり然れども後の二者を論ずるは非常に困難なる各法令論に譲るのみなく今は唯一般の目的即ち即ち法令全体の目的に付いて其概略を述ぶるのみ

第三　方法の目的（Mittel und Zweck）

目的は結果の意思なるか故実際の事実にして其初めの原因より結果となし其結果より第二の結果を生じ次に第三の結果を生じ互に結果となり原因となり相連環連続して作用し作くかかく目的も亦た之を達すへき手段と互に相連環連続して生ずるへからす例之は人の活動を為すは金を得んとするの目的あれはなり金を得るは物を売さるの目的あれはなり物を売さるは之を使用するの目的あれはなり之を使用するは因て快楽を取るの目的あれはなり故に此等数多の目的中古来最終目的即ち更に他の遠大なる目的なきを以て後の目的なるものと区別するならさるものとなり

法学上之政治学上之を最終目的又最大目的国家の目的或は国家の職分等の如き名称を与へし来りたるものとす

然れとも此最終目的なる文字は或は時間の前後による因果の関係を云ふの意義に非さる用例あり即ち今一定の事実ありとし其事実を分析せ数多の構成部分を集合して之を一貫するの語即ち組織と云ふ名称を用ゐらるし場合極めて多し例之は今国家社会の幸福は農工商の進歩発達により達することを得へしと云ふかかる此場合に於て農工商の進歩発達は其自身取りも直さず国家社会の幸福にして別に国家社会の幸福に先だちて特に之を発現せしめさるへからさる原因に非ず唯夫れ国家の組織は農工商の三者に外者他に之かの様国要素の存するあり而して国家社会の進歩発達は農工商三者に

且つ新線を大なるべきか故左言句の示す所敢て不當の用例と称すべきにも非ざるかあし先に第才法目的の関係に於ける時間の先後よりするも摂政政府の分合よりするも吉人が取つては理想となし結局となす最終となして期望する所の法令の目的果して如何

第四　法の最終目的（Ultimate）

法の最終目的は何ぞや此問題に対し古来の學者一意專斷各自其意の向う所の依る所の断案を下すの比を皆然りと為す然れども法は国家統治の要具なり而して国に大小あり時に盛衰あり故に又其最終の目的と雖も国により時により一様なるべからず然るを強て厚の東西を問はず時の古今を論ぜず最終目的を示さんとなすは寧ろ無意味の一言即ち法の最終目的は国家を統治するに在りと云つ而れども帰着せざると得ず故に今的確の論を為さんとするは甲国は甲国を法とし乙国は乙国を法とし法は古昔は古昔を律し現時は現時を律するの法なりて存す故に法界に法の最終目的は必しも其規を一にせず

然りと雖も各国各時其法令全体の便宜を挙げて之か看案を下し其精神の在る所を比較研究するときは時の古今厚の東西唯独に異なる此に軽さかれさの差異あるに過ぎずして之を要するに大同小異故に又學者學断の説と雖も決して軽々に看過す一さん非ず今古東人口に喋々する所學者の重大と為す所のもの敢て列挙しに本論を終結せんと欲す

(一)皇祖遺訓の奉戴

(二)社會の安寧秩序

(三)民人自由の伸張権利の保護

(四)国利民福の増進
(五)道義の維持
(六)国威の自存
(七)国害の除去
(八)外国侵略政策
(九)暴虐の民人虐待

以上列挙するもの、外表なるかゝる一し而して此等法の最終目的に新さ殊我古今の歴史に徴し時の必要に應じ国政並に社會生活上に於ける官民呼声の沿革を探究するは頗る情状の堂に屬すべき事を歴史の範囲に屬す。

第十五章　法の解釈

第一　法の知得(Erkenntniss des Rechts)

法は主権者の意思なり来たれるへのらす発表せられて多少の形跡を存す法令の条文となり統治の事蹟となる此等人力のらす因ては主権者真正の意思即ち法を推定するうとを得べし之を法の解釈(Rechtsauslegung)故に法の解釈を為さしむるには先ず法の形跡たる憲法即ち法令及び統治の事蹟を知得さるへのらす之を法の知得と云ふ

法の知得は法の解釈に帰す故に法令等を前提として之を説明し之の真正の意義を推定するに帰す又斯の如く執中宣報公報等の材料なるしと如何なる法令の存在するや又斯々の条文は果して法令なりやの又法令なりとせは其部分如何等を定むるに存するとす故に実際の事実を知るは国家法令を知るの階梯にして法令を知るは之を解釈するの階梯なりとす然るに法の知

得は當然なり故に此の法の知得は社會一切の事實に向ひ悉皆第二章以下論ずる所の標準により各別に其研究を為さゝるべからざるなり

以下法の解釈を論ず

第二　單純なる説明

同一の事物は數多の名称を有し得べきこと例へば同一の人にして例へば同一の人間とそれ男子とそれ人間とそれ動物とそれ生命とそれ生存者とそれ姓名とそれ肉体の情態より眺かれたるそれ職業より農夫とそれ親族関係より父とそれ兄とそれ弟とそれ姓名より伯父とそれ国籍より本国人とそれ其他なりと雖限なるべからざるが故に一定の文字をもつて又る法令条文の如きも亦之を市井衆多の言語文章に接して表明し得べきは當然のことにして之を最も單純なる説明と為す即ち同様の意義を其他適宜に換言又は詳説して人に知らしむるものに外ならず例へは家言とは半東天軍の類なり不動産とは土地家屋等なりと云ふが如き通常文法解釈と称するもの即ち是れなり

第三　適釈のみ帰納(Induction)

適釈とは例へは一般の規定として人を殺すものは死刑に處すとなるが如く特定の場合に入り人と妻殺したるものは之を死刑に處すと例するが如く廣さより狭さに論及する所の解釈をいふ之に反して帰納とは例へは特別種々の犯罪者を列挙する所の数多の法条あるにして之を概括的に一貫して一般の廣さ範囲に論及し何々種の犯罪は總て何刑に上何刑以下の範囲に於て之を處分すと論ずるが如く特定具体の事柄より全体的の最想に論及する所の解釈なりとす此等適釈のみ帰納は之を合称して論理解釈といへ

其意氏体様種々に一と極めん程難なるものあり論理学の研究を要す而して此解釈の形式たる廣狭の意義を善し原有と同一なる意義と信存せざるべか為或は一の立話なるかの如き看を為すものあるも是れ立話に根ず全く既に存在する所の話念の意義を単に分合するのみなるに過ぎずして決して新話の創定には非ざるなり

第四　通常の意義と意味　通常五体を具有する所の有形人を限り例之は人なる父字は其意義通常五体を具有する所の有形人を限り指示するの結果なりと雖も特別の場合に於て或は前後行文の関係等より推定して新得話人なりとするも亦其結果に包含せざるべからずと説明するの如き是れ通常の意義より廣く解釈するにして彼の所得類位解釈亦に猶更解釈(Abrigi. Theorie)と称する所のものは此種類に属す

類位解釈とは例之は衛生上未証の梅実を賣ることを禁じたりとさは梅李等も亦た之を禁じたりと解釈するの如し猶更解釈とは例之は此新人車の通行を禁ずるときは馬車の如きは猶更之を禁じたりと解釈するの如き是なり

今又例之は物なる父字は通常線と無形物をも包含するの言語なりと同じく前後行文の関係等より推定して此場合は有体物に限り指示するものなりと説明するの如き是れ通常の意義より狭く解釈するものなり

今又父字を其通常の意義に拘らず全く他の別異の意義に変更するが如き場合は今の所謂想像し純はさる場合なりと雖も唯立話解釈(Hypothetische Theorie)なるのみ其解釈なることは即ち解釈なりと雖も所得話の解釈に非ずして寧ろ仮説一た

る立法ならず法文の制定に属す其形式或は摘録割註に倣なく又他の
明条を引く特に之を掲くるもんなけらす等しく皆立法なるものに
て或は更に新文字を設け或は新熟語を作り其説明をなし解釈を施
し因て之に一種の意義を有せしむる立法上固より其例に乏し
からす例之は刑法第二十一条に各人の生活の本稿とは何人其住所
とす又同法第八十五条に本法に於て物とは有体物を云ふと規定す
るが如き皆此類なり

立法解釈の外解釈権の権能の有無に関し論するものあり

(一)上級官庁の解釈は下級官庁並に民人を羈束する場合

(二)各官庁に於て独立の解釈適用を為す権

(三)民人各自の自由解釈

右第一第二の場合に於ては上級官庁の解釈権は一種準立法の性質

あるものと云はさるへからす蓋し法文真意の不明なる場合及び爭ある
場合に於て上級官庁の解釈は其侵れらと雖とも均はらす免れ難き
所也 二は上の意義なる時
第四 言語素に文章等其に二様又は三様にも解釈し得らる一さ場合及し
と為すすなわち法文真意の在する所第一に何れに在るか此場合にた
とは更に情況の法令素に実際の事情等を参酌し法令精神の在る
所を探究し然る後其何れか一方の意義に従よ一方又二に上の意
義其に之を斥らさる一方を決定せさる一方の意義にらさる
の意義相定れさる場合のみ其はす何れか一方の意義にらさる
一方らす
例之は今法令の明文に於て何職のものは何日日に若干の保證金を

紛らすことを主とし記載されしかの如き場合往々にして多し斯の如き場合は文筆に過ぎず其意義不明なるを以て人皆之を右法令の余すか侯に其行者と為して錯る所なくむしろ更に論ずるも無れども今若し之を為さゝるに於ては本条精神の在る所果して如何同条の精神或は其行者を強制するに非ずして単に其利害の条件として之が注意を促かすに止まるものなるか或は為めに直ちに其職を失はしむるものなるか或は彼行を強制するか餘り無慮の後と雖ども尚ほ之が補完を余すものなるか或は之に対して他に制裁を加へるものなるか或は其彼全体に代物を許すものなるか或は其彼全体にして現定を欠過する場合に何等完全なるか或は規定を額に達せざる場合は彼行を変くるを推さゝるべきか其他各想像せはまくの疑点を生ずべし此等の意義其使上一さ所果して如何

第六　文意の変化

文字の意義常に必ずしも同じからず時を経るに従ひ漸く変化するものなり是れ文学歴史の明徴する所なれば疑を容るゝべきに非ず其一々其意義を異にし或人により其意義を分つものなるも然れども此等は一般の例外に属すべく時勢の変遷に基く意義の変化に伴ふ意義の変化即ち文字自身は其意義を変化するものなれば例令の意義の変化即ち文字自身の精神絶体に在るの変化を来すものなる故之を当然すべき実際上の事例の沢山なるべし加之此等の変化にして廣義に変ずるものなる狭義に変ずるものなる及び全く別異の意義に変化するものなるあり是れなり此等の場合に於ても亦た立法の精神の在る所を探究せざるべからず

(ロ)立法の精神絶体的に名称にゝみよるものあり即ち文字自身の意

義如何に変更せるにも拘はらず又其文字如何に別異の事物と合会
するに至りたるにも拘はらず一に其証文の解釈を為す一定限時に
於て其文字其名称を帯ゆる所のものは總て之と合会せしむるの精
神なるものの是れなり例之は法例に於て外国人の身分に関しては其
本国法の適用を命ずるものこれなり其本国法なるものの如何なる変
化を為したるに拘はらず之を適用すべきが如し
(ロ)主法當時に於ける他者の意義に基りて解釈すべきものなり
主法當時に於て其文字を以て指示せられたる性質等体を具有する
ものに限り總て之を合会せしむるの精神にして解釈の當時に至り
て他者の意義に合体せしむる如き変化を為したる場合は其
より最前の意義を持続せしむる所の
新者なる文字に字義事物の主勢者なる意義を有するものなりし場合

に於て解釈の當時其事務院に他者に移転したる時と雖も其文字
者なる文字は主法當時其他者の意義字義事物の主勢者なるが故是
を解釈當時に於ける他者なりと解釈せざるべからざるが如し
(ハ)主法當時の外国の意義によりて解釈すべきものあり前段等の意
義によりたるものと同一様なれども書類の点を異にするが故係を説明
すべし例之は主法の當時法文の用語として要多各種の名称を集列
記載するの煩を避くるが為の簡単に概括的の類名を掲げたるも
のなりとして解釈の當時に至りて一種又は二種以上の事物其類名の内
に含加するか又は類名の外に脱したること多き時と雖も国
しと主法當時に於て定居せし所のものと限り指示するものと解釈
せざるべからざる場合なりとす例之は某廳官吏の各郡村と云へるが
如き解釈の時に至りて其郡村の管轄したることあるも法令の精神

全く其名称に拘はらず管轄の変更は或は土地の遠近交通の便否を基として之を為したるもの或は今の規定は或は土地の特有産物を目的としし或は風俗を目的と為しなりしものにして厳密の郡村に限り注目する場合の如き此例類多し

筆記務

14
667

大尾

終